

文教警察委員会会議記録

文教警察委員長 竹内 小代美

1 日 時

平成27年3月13日（金） 午後1時36分から
午後4時30分まで

2 場 所

第2委員会室

3 出席した委員の氏名

竹内小代美、戸高賢史、三浦公、麻生栄作、尾島保彦、平岩純子、小野弘利

4 欠席した委員の氏名

なし

5 出席した委員外議員の氏名

桜木博

6 出席した執行部関係の職・氏名

教育長 野中信孝、警察本部長 奥野省吾 ほか関係者

7 会議に付した事件の件名

別紙次第のとおり

8 会議の概要及び結果

- (1) 第1号議案のうち本委員会関係部分及び第47号議案から第49号議案までについては、可決すべきものといずれも全会一致をもって決定した。
請願53及び請願54については、審議未了扱いとすることを賛成多数をもって決定した。
請願55については、採択すべきものと賛成多数をもって決定した。
- (2) 第20号議案については、可決すべきものと総務企画委員会に回答することを全会一致をもって決定した。
- (3) 陳情50について、質疑を行った。
- (4) 大分県人権教育推進計画（改訂版）について、教育センター大規模改修の状況について及び津久見高等学校海洋科学学校実習船教育の今後の方向性についてなど、執行部から報告を受けた。
- (5) 閉会中の継続調査について、所定の手続をとることとした。

9 その他必要な事項

なし

10 担当書記

議事課議事調整班 主幹 堺田健

政策調査課政策法務班 主査 長友玉美

文教警察委員会次第

日時：平成27年3月13日（金）13時30分～

場所：第2委員会室

1 開 会

2 警察本部関係

13:30～14:45

(1) 合議議案件の審査

第 20号議案 大分県使用料及び手数料条例の一部改正について

(2) 付託案件の審査

第 1号議案 平成27年度大分県一般会計予算
(本委員会関係部分)

第 48号議案 警察署の名称、位置及び管轄区域条例の一部改正について

第 49号議案 大分県地方警察職員定数条例の一部改正について

(3) その他

3 教育委員会関係

14:45～16:15

(1) 付託案件の審査

第 1号議案 平成27年度大分県一般会計予算
(本委員会関係部分)

第 47号議案 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備について

請 願 53 大分県独自で少人数学級の拡充を求めることについて

請 願 54 国の責任で35人学級の推進を求める意見書の提出について

請 願 55 学校における色覚検査の周知徹底に関することについて

(2) 付託外案件の審査

陳 情 50 慰安婦問題の解決を求める意見書の提出について

(3) 諸般の報告

①大分県人権教育推進計画（改訂版）について

②教育センター大規模改修の状況について

③津久見高等学校海洋科学学校実習船教育の今後の方向性について

④埋蔵文化財センターについて

(4) その他

4 協議事項

16:15~16:25

(1) その他

5 閉会

会議の概要及び結果

竹内委員長 ただいまから、文教警察委員会を開きます。

本日は、桜木議員も出席いただいております。よろしくお願いいたします。

本日審査いただく案件は、今回付託を受けました議案4件、請願3件、陳情1件及び総務企画委員会から合い議のありました議案1件であります。

この際、案件全部を一括議題とし、これより警察本部関係の審査に入ります。

初めに、合い議案件の審査を行います。

第20号議案大分県使用料及び手数料条例の一部改正についてのうち本委員会関係部分について、執行部の説明を求めます。

松家運転免許課長 関係法令の改正に伴う大分県使用料及び手数料条例の一部改正について、ご説明いたします。

最初に、運転免許関係事務手数料の改正についてご説明いたします。

議案書201ページの中ほどをごらんください。

4月1日から、道路交通法施行令に定める運転免許等に関する手数料金額の標準が改定されることに伴い、条例に定める運転免許関係事務手数料について所要の改正を行うものです。

法令で定める金額の標準につきましては、3年ごとに見直しを行っており、平成26年度が見直し年度にあたります。今回の改正では、試験、交付、更新、講習に係る運転免許関係事務手数料136項目のうち、全体の半分にあたる68項目の手数料について減額の見直しとなっています。

前回23年度の見直しと比較した場合、多くの手数料で、消耗品、光熱費等の物件費及び施設費の金額は上昇しましたが、一方で職員の人件費の金額が下落したことから、見直しの結果として減額の手数料が多くなっています。

続きまして、新たに自転車運転者講習の手数料の金額を定めることについてご説明いたします。

議案書の218ページ左をごらんください。

悪質な自転車運転者に対し、安全講習の義務化を盛り込んだ改正道路交通法が本年6月1日に施行されることから、講習に伴う手数料を定めるものです。

講習手数料は、1時間当たり1,900円で、講習時間は3時間、5,700円となります。

講習の対象となる違反は、酒酔い運転や信号無視などの計14項目で、これらの違反を3年以内に2回以上反復した場合に講習を受講しなければならず、受講しない場合は5万円以下の罰金が科せられます。

終わりに、施行月日についてご説明いたします。

第1条関係につきましては4月1日付、第2条関係につきましては改正道路交通法の施行日6月1日付です。

以上で説明を終わります。

高山生活安全企画課長 続きまして、議案書201ページをお開きください。

銃砲刀剣類関係事務に係る改正内容につきまして、お手元に配付しております文教警察委員会説明の1ページ、資料1によりご説明いたします。

銃砲刀剣類所持等取締法、いわゆる銃刀法では、新規、更新を問わず猟銃等の所持許可を受けるためには、公安委員会が開催する猟銃等講習会を受講し、講習修了証明書の交付を受けてから3年を経過していないことが要件の1つとなっています。

この講習会には、資料の1に記載しておりますとおり、いわゆる初心者講習と経験者講習の2種類があります。

講習時間が短く、また、講習手数料も安価な経験者講習の受講対象者は、これまで2の①に記載のとおり、現に許可を受けて猟銃等を所持している者と、③の海外旅行や病気入院等で更新手続きができず許可が失効した者に限定されてきました。

このたび、銃刀法の一部改正が行われ、震災、風水害、火災等の災害により許可猟銃を亡失・滅失し、許可が失効した者が、再度所持許可を取得する場合の負担軽減措置がとられることとなり、②のとおり経験者講習の受講対象者に追加されました。

これに伴い、今回の条例改正は、講習手数料3千円の経験者講習の区分に、災害等により許可猟銃等を亡失・滅失した者を追加するものであり、具体的には、金額3千円の区分欄の後段、「及び同法」以降の「第5条の2第3項第2号に掲げる者」を「同法第5条の2第3項第2号又は第3号に掲げる者」に改正するものです。

なお、施行日は本年4月1日を予定しています。

以上で説明を終わります。

竹内委員長 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う者あり〕

竹内委員長 別にご質疑等もないのでこれより採決いたします。

本案のうち、本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと総務企画委員会に回答することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

竹内委員長 ご異議がないので、本案のうち、本委員会関係部分については原案のとおり可決すべきものと、総務企画委員会に回答することに決定いたしました。

以上で、合い議案件の審査を終わります。

次に、付託案件の審査を行います。

まず、第1号議案平成27年度大分県一般会計予算のうち本委員会関係部分について、執行部の説明を求めます。

曽根警務部長 第1号議案平成27年度大分県一般会計予算のうち、警察本部関係についてご説明いたします。

お手元の大分県議会定例会議案の13ページをお開きください。

第9款警察費の総額は257億53万1千円でございます。

それでは、別冊の平成27年度予算に関する説明書により、主要事業を中心に事業の概要をご説明いたします。

413ページをお開きください。予算科目の目ごとにご説明いたします。

まず、第1項警察管理費のうち、第1目公安委員会費は、中ほどの事業名欄上段の委員

報酬 678 万円とその下の公安委員会運営費 137 万 5 千円でございます。

次に、第 2 目警察本部費でございます。

414 ページをお開きください。

中ほどの事業名欄、一番上の給与費 206 億 6,093 万 1 千円は、警察官 2,073 人、一般職員 350 人、計 2,423 人に対する給料、手当等の人件費でございます。

その下、警察運営費は 14 億 1,817 万 4 千円でございます。

右側の説明欄に記載のとおり、公益財団法人大分県交通安全協会に対する交通安全活動推進事業費補助など各種団体に対する補助金や児童手当、警察官等に貸与する被服の調製費などがございます。

415 ページをごらんください。

第 3 目装備費、中ほどに記載の事業名警察装備費は 3 億 3,124 万 5 千円でございます。

右側の説明欄に記載のヘリコプター資機材等整備事業費 7,589 万 8 千円は、ヘリコプターの特別点検整備等の経費でございます。以下、車両等の維持修繕費、燃料費、装備品の購入費などがございます。

416 ページをお開きください。

第 4 目警察施設費でございます。中ほどの事業名欄一番上の大分東警察署整備事業費 2 億 8,758 万円は、平成 28 年度、29 年度の庁舎建設に向け、土地開発公社が用地取得の上、造成等を行った建設用地の引き渡しを受けるとともに、新庁舎の実施設計を行うものでございます。

その下、交番・駐在所建設費 9,392 万 1 千円は、老朽が著しい宇佐署の津房駐在所、豊後大野署の大野西駐在所及び佐伯署の本匠駐在所の 3 駐在所を建てかえるものでございます。

その下、警察施設改修費 1 億 1,061 万 2 千円は、警察施設の計画保全改修等を行うもので、大分南警察署の空調設備の改修工事費等を計上しております。

その下、交通安全施設整備費 6 億 523 万 3 千円は、交通の安全と円滑を確保するため、信号機、道路標識等の交通安全施設を整備するものでございます。

417 ページをごらんください。

第 5 目運転免許費、事業名自動車運転免許事務費は 5 億 8,830 万 4 千円でございます。

説明欄に記載の自動車運転免許関係機器更新整備費 2,300 万円は、運転免許の取消処分者講習等に使用する適性検査機器及び学科試験の合格者発表等に使用する合格発表表示システムの更新整備に要する経費でございます。

以下、更新時講習業務等の委託料、IC カード運転免許証発行機器のリース料のほか、運転免許センターの維持管理等に要する諸費でございます。

第 6 目恩給及退職年金費 6,709 万 2 千円は、昭和 37 年 1 月以前に退職した警察職員及びその遺族に対して支給するものでございます。

419 ページをお開きください。

第 2 項警察活動費第 1 目警察活動費でございます。

事業名特殊詐欺被害防止総合対策事業費 1,882 万 2 千円は、近年急増している特殊

詐欺の根絶を図るための新規事業であり、高齢者等を対象とした広報啓発や注意喚起などの取り組みを強化するものでございます。

説明欄に記載の委託料につきましては、民間のコールセンターに高齢者等への注意喚起事業を委託するもので、電話オペレーターが、警察が押収した名簿に登載された高齢者等に電話をかけ、詐欺の手口や予兆電話の対応等をタイムリーかつきめ細かく説明し、被害防止を図るものでございます。

その下、推進費につきましては、特殊詐欺被害防止のための広報啓発用チラシ・ポスター等の配布や犯人からの電話に対し、自動音声による警告や録音を行うことのできる機器を500台購入の上、被害の相談を受けた高齢者等に貸し出しを行うものでございます。

次の事業名一般警察活動費は4億7,036万3千円でございます。

説明欄に記載の街頭防犯カメラ設置促進事業費500万円は、犯罪の未然防止等を図るため、平成26年度に引き続き、大分市、別府市及び中津市の犯罪多発地域の自治会等に街頭防犯カメラの設置経費を助成するものでございます。

その下、防犯ボランティア活動支援事業費436万8千円は、自主防犯パトロール隊の活動の活性化を図るため、自主防犯パトロール隊からの提案事業を募集し、優良な事業に対する活動奨励金の支給や活動事例集の作成等を行うものでございます。

その下、地域防犯力強化育成事業費1,982万3千円は、各地区の教育事務所や学校等との緊密な連携のもと、少年非行やいじめ防止等の対策を強化するため、スクールサポーター8名を県下の拠点警察署に配置するものでございます。

平成27年度は、各地区における学校訪問等の対応をさらに強化するため、6ブロック8名体制を8ブロック8名体制に見直しを行います。

また、まもめーるシステムによる地域安全情報の発信を引き続き行います。

その下、空き交番・県民安全相談対策事業費6,207万6千円は、空き交番の解消とパトロールの強化を目的として配置する交番相談員を1名増員いたします。大分駅前交番の交番相談員を2名体制とし、大分駅ビルの完成等で活性化する大分市中心部の治安対策を強化いたします。

これにより、交番相談員は、県下32交番のうち19交番に20名の配置となります。

また、警察安全相談への適切な対応を図るため、大分中央警察署等に警察安全相談員8名を引き続き配置いたします。

その2つ下、被害者支援事業費722万9千円は、公益社団法人大分被害者支援センターに相談・支援事業及び講演会等の開催事業を委託するものでございます。

420ページをお開きください。

事業名刑事警察費は2億4,658万円でございます。

説明欄に記載の捜査支援システム整備事業費6,232万円は、通過する自動車のナンバーを自動的に読み取り、手配車両のナンバーと照合する自動車ナンバー自動読取システムの機器リース料、回線料、電気料等の維持管理経費でございます。

次の事業名交通指導取締費は3億7,520万3千円でございます。

説明欄に記載の高齢者交通事故防止対策推進事業費211万4千円は、参加体験型講習用機材の導入や民生児童委員との連携事業等を行うものでございます。

参加体験型講習用機材は、危険予知トレーニングシステムというもので、本部及び拠点

となる7警察署に1台ずつ配備します。1回につき最大20名が同時に参加し、スクリーンに映し出された映像を見ながら危険認知ボタンを操作し、高齢者に自己評価と客観的評価のずれを認識していただくものです。

民生児童委員との連携事業は、既に連携を行っている地域包括支援センターと同様に高齢者に対する訪問活動を通じて交通安全に関するアドバイスをしていただくものです。

421ページをごらんください。

説明欄上から3番目に記載の自動車保管場所申請ワンストップサービス推進事業費2,902万3千円は、自動車保有者の利便性の向上等を図るため、自動車の登録に際し必要な保管場所証明の申請、自動車税の申告・納付、運輸支局での登録など一連の手続をインターネット上で行うワンストップサービスのシステムの整備を推進するものです。

平成29年度に同システムの全都道府県での運用開始が予定されており、平成27年度は、共同利用型システムの構築費用に係る本県分の負担金を計上しております。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

竹内委員長 以上で、説明は終わりました。これより質疑に入ります。

質疑、ご意見、どうぞ。

三浦委員 では、2点ほど。

1つは、今回は骨格ですから、警察本部費、装備費、あと施設費とか、前年度に比べて若干低いですから、肉づけがあるのかなというの確認と、もう1つが、419ページ、特殊詐欺被害防止総合対策事業費。この推進費で、さっき説明ありましたけど、これは要するに、また電話のほうに附属してつけるやつを500台ぐらいやるということでしたから、たしか前の補正予算のときもあったのかなかったのか。

済みません、ちょっと記憶にないもんで。たしかあったと思うので、もしあった場合に、今回500台ということですけど、将来的に全体でどれぐらいつける予定なのか、ちょっと伺いたい。

それともう1つ、この委託料ですね、特殊詐欺被害に遭いそうな名簿搭載者に対して注意喚起の電話をかけるというようなことですけど、名簿に搭載されている人数はどれくらいなのか、ちょっとお知らせください。

曽根警務部長 まず、委託料のことは、名簿搭載人数か何かで……。

三浦委員 1番最初は骨格ですから……。

曽根警務部長 もちろん肉づけで、信号機の設置等も肉づけで。

三浦委員 あるんですね。わかりました。結構です。1番目はわかりました。

特殊詐欺被害は。

曽根警務部長 特殊詐欺につきましては、これは一応名簿に搭載された方ですとか、先ほど申し上げたように、高齢者の電話番号簿とかですね、そういうのに載っている高齢者と思われる方等を勘案して、大体2万7千人ぐらいの積算をしております。

竹内委員長 以上でよろしいですか。

三浦委員 推進費の機材です。

奥野警察本部長 今回500台を導入しますけれども、過去には補正予算等でやっておりません。

ただ、民間企業で協力している企業がありまして、そこから100台を無料でお借りして、その100台で昨年10月末ぐらいから試行的に別途やっているやつがありますけれども、予算をとってやるのは、今回の500台が初めてであります。

三浦委員 わかりました。結構です。

竹内委員長 ありがとうございます。

ほかに質疑はありませんか。

汐見生活安全部長 コールセンターの名簿の関係でございます。

一応、警察のほうで全国で押収しているのが、この3カ年で1万4,500名余りの名簿と。まず、そこを活用し、そして、いろんな形でまた被害の発生がふえて押収等名簿がふえれば、それを順次追加するという形で考えております。

竹内委員長 答弁よろしいですか。三浦委員、まだありますか。

三浦委員 いやいや、わかりました。1万4,500人の名簿搭載者があって、それで今度委託してかけるのは2万7千人分ぐらいだというふうに推測されると。

済みません、今回、機材に予算をつけてやるのは500台というような話でしたけど、将来的に何台。500台で終わるのか、それとも、将来的にまだつけていくのか、どういう予定になっていますか。

汐見生活安全部長 一応3カ年で500台のところをまたふやして行って、効果の検証をしながら、効果が物すごく上がるという形になれば、またその数をふやしていくというふうに考えています。

竹内委員長 ほかにございますか。

麻生委員 2点伺います。

416ページに交通安全施設整備費並びに維持管理費が計上されているんですが、交通安全施設の工事の発注に関しては、当然、交通量が多いところは問題があるからやるわけで、夜間工事が非常に多いというふうに聞いているんですね。

土木建築部が発注する場合には夜間工事手当、夜間の部分の手当は幾らだというのがはっきりと明示をされているらしいんですが、警察発注の分については、その分が幾らかというのが明確に表示がなされているのかどうか。要はそういったご苦勞をされて、この寒い時期に汗を流していらっしゃる方にやっぱりちゃんとそれが届かないといけないんだけど、発注段階でそういった配慮がなされているのかというのが1点。

それから、先ほどの419ページの特殊詐欺被害防止総合対策事業費が2千万円近くの予算を計上されているわけですが、確認ですが、昨年度の大分県下の被害額がトータル幾らで、今回、この2千万円近くの予算を投下することによってどれくらいまで抑え込もうとしているのか。

少子・高齢化の中で、これはこういったとにかくイタチごっこみたいな形だけでも、最終的にはどうやって抑え込むかという根本的なことにもつながっていくような方向性を見出していく必要があるかと思うんですね。そういう意味において、これでどうなるのかというのは物すごく注視していく必要もあるんだろうけれども、その辺の見込みとか、中・長期に向けての思いとか、課題とか、その辺についてもちょっとお示しいただければと思います。

竹内委員長 回答をお願いします。

三浦交通規制課長 夜間工事の手当については、当県の警察ではございません。

ただ、委員ご指摘のとおり、土木建築部は確かにありますので、またその状況を見て検討していきたいと考えております。

竹内委員長 2点目お願いします。

汐見生活安全部長 特殊詐欺の被害は、昨年度の26年中、既届けの相談も含めてです。それで、186件の6億1,400万円の被害が発生しているということでございます。

特殊詐欺の対策というのは、10年以上前からいろんな形で広報啓発、水際、そして、いろんな通帳詐欺の助長犯という形で対策をずっととってきています。ただ、昨年、そしてまたことしになっても被害的なものというのは、10年前から言われているような還付金詐欺だとか、妊娠中絶名目のオレオレ詐欺だとか、そういう昔からのやつにまだいまだに被害があっているという現状でございます。それとあわせて、やっぱり高齢者の方が被害で6割、高齢者の被害に係る1件当たりの金額がほかの方よりどうしても高額になっている。そしてまた、被害の全体の6割が女性という形で、その部分の対策をきちっとやっていくと。そのためには広報啓発のところ、今まで10年間やっていますが、なかなか手の届かない部分があると思います。そこをいろんな形で手を届かせて、警察自体もいろんなボランティア団体と汗をかいていこうというのが1つ。それと、やっぱり振り込みだとか、それとか宅急便を使われたような現金の送付型も多いので、金融機関を含めたところの職員の方々の啓発も高めて、そして、その水際で、だまされて振り込もうとするところを少しでも声をかけて防止をしよう。それと、いろんな道具に使われる通帳、携帯電話、その部分の犯人を捕まえていって、そして、上に突き上げようという3点です。

ただ、いろんな施策を県警なり、この10年以上やっていますが、なかなかこの被害が減らない。そしてまた、いろんな対策をとるというので、1つには電話機のところに予防のための留守番電話だとか、コールセンターで啓発をして、例えば、電話がばっとかかっている。そうすれば、その対象の部分进行分析して、素早くコールセンターのほうから、名簿だけじゃなくて、また注意警戒の電話をかけていただくというようなことで対策をとると。

どれくらい減らすかと言われると、少しでも、1件でも、1円でも被害が少ないようにということで、目標としましては、やっぱり大まかに言うと、去年が186件でございますから、140件以下、そして、被害額のところも抑えるということで、各署と県警本部全体で努力していこうというふうに思っております。

麻生委員 夜間に関しては、警察官もこの冬の寒い中、夜間、装備もちゃんと冬用がやってやっているんだけど、民間の方というのは大変だと思いますよ。その辺はやっぱり配慮してあげる必要があるんじゃないかなと。そのことは先ほど検討いただけるということなので、ぜひご配慮をお願いしたいと思います。

それから、今の詐欺事案等々、被害額が相当大きなものがある。それに対して、予算について目標設定をしっかりとやってほしいというのもあるんですが、私ははっきり言って、こういった犯罪を犯した人間がちゃんと刑罰でそれだけの額を返す仕組みというか、罰金並びに働いて、詐欺をして返せる額じゃないかもしれないけど、返すまで出てこれないぐらいの刑罰の厳罰化とかいったことも当然やっていかないといけない。これは政治の役割

だろうと思っていますけれども、その辺についても情報としてデータベースでぜひ今後とも議会に対してそういったことを報告していただければと思いますし、これは今回の刑法の見直しにも当然つながっていくようなことを地方から声を上げていく必要があるかと思っておりますので、そこの認識を共有できればと思いますので、よろしくお願いします。

以上です。

竹内委員長 ありがとうございます。私も防犯の地域大会に行くと、大変いろいろ工夫されているなというふうに感じて、ご苦労さまです。

ただ、振り込み詐欺の手口もどんどん進化して、予測もつかないことも起こっておりますので、なかなか見込みというのは難しいけれども、1件でも少なく、ぜひお願いをしたいと思います。

ほかにありませんか。

小野委員 同じく生安に係る関係で、この二、三日、マスコミが騒いでいる教職員に対する脅迫状の新しい情報はありますか。

今山刑事部長 その件につきましては、昨日現在ですけれども、県警として把握しているのは、73件の相談を受けております。認知している限りでは、送金に応じた、実際に被害に遭ったものはありません。

今回の事案につきましては、恐喝未遂、あるいは詐欺未遂に該当する可能性が高いと考えておまして、関係都道府県警察との情報交換を密にしているところでございます。

以上です。

小野委員 特に今、こういう対策をとというようなことはないですか。

高山生活安全企画課長 予防対策ということで、一昨日、警察庁のほうから、他県で同じような内容が教員の先生方の自宅のほうに配られている事案があつておると。それで、全国的に注意をとということ踏まえまして、県の教育委員会を通じまして、各市の教育委員会を通じて、学校のほうに注意喚起を早急に行いました。

それと、警察署のほうでそれぞれ教育委員会、学校現場のほうに行って直接注意喚起。それと、郵便局、国際郵便でタイのバンコクのほうに送るということでございましたので、この手続を行います各県内の郵便局のほうに、要は国際郵便でバンコク宛てにとというようなお客さんが来たときにはこういうのが起こっておりますよという形で、再度水際で注意をしてくれという形の対策をとるよということで、今、県下でこの対策を継続しておりますのでございます。

竹内委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

竹内委員長 委員外議員は何かございませんか。

〔「ありません」と言う者あり〕

竹内委員長 ほかにご質疑等もないので、これで質疑を終わります。

なお、採決は、教育委員会の審査の際に一括して行います。

次に、第48議案警察署の名称、位置及び管轄区域条例の一部改正について、執行部の説明を求めます。

穴井警務課長 議案書の298ページをお開きください。

第48号議案警察署の名称、位置及び管轄区域条例の一部改正について、ご説明いたし

ます。

今回の改正は、大分市の告示により、大分市の区域の一部が新たな町の区域として指定されたことに伴い、大分南警察署の管轄区域の一部を改正するものです。

お手元にお配りしております文教警察委員会説明資料の資料2の「警察署の名称、位置及び管轄区域条例の一部改正について」と題した資料をお開きください。

まず、資料の上段の、条例の概要をごらんください。

警察法第53条第4項で、「警察署の名称、位置及び管轄区域は、政令で定める基準に従い、条例で定める。」と規定されており、大分県警察における警察署の名称、位置及び管轄区域につきましては、先ほど申し上げました警察署の名称、位置及び管轄区域条例で定められています。

このたび、大分南警察署管内の大分市大字賀来、大字宮苑の各区域の一部が新たな町の区域として指定されたことに伴い、本条例の別表に記載されております大分南警察署の管轄区域に新たな町名を加えるものでございます。

本条例の別表に追加する新たな町の具体的な場所につきましては、資料3、資料4の「警察署（大分南警察署）の管轄区域の改正について」と題した資料をごらんください。

まず、資料3が大分市の広域図でありまして、資料左下の黄色部分が管轄区域の変更地域でございます。

その地域を拡大したものが資料4でございます。

資料の上段が大分市の告示がされる前の大字賀来、大字宮苑地区の一部を示した図面となり、資料の中段が大分市の告示後の図面となります。

資料下段に記載のとおり、大分市大字賀来の一部が賀来西1丁目、賀来西2丁目、賀来南3丁目へと変更され、大字宮苑の一部が賀来西2丁目へと変更されました。

これまで賀来南は1丁目から2丁目までとなっていましたが、大分市の告示により、賀来南3丁目という町名が新設されました。

また、賀来西につきましては、これまで賀来西という町名はありませんでしたが、今回の大分市の告示により新設されました。

そのため、新たな町の区域として指定された賀来西1丁目、賀来西2丁目、賀来南3丁目の町名を、本条例の別表に記載されております大分南警察署の管轄区域に追加することといたします。

改正条例の施行日につきましては、条例公布予定日の3月25日としております。

以上で説明を終わります。

竹内委員長 以上で、説明は終わりました。これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う者あり〕

竹内委員長 別にご質疑等もないので、これより採決いたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

竹内委員長 ご異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第49号議案大分県地方警察職員定数条例の一部改正について、執行部の説明を求めます。

穴井警務課長 議案書の299ページをお開きください。

第49号議案大分県地方警察職員定数条例の一部改正について、ご説明いたします。

今回の改正は、本年1月14日に地方警察官1,020人の増員を盛り込んだ平成27年度予算政府案が閣議決定され、当県は、ストーカー・DV等人身の安全を早急に確保する必要のある事案への対処体制を強化するため、警察官10人が増員されることとなったことに伴い、大分県地方警察職員定数条例の一部を改正するものです。

お手元にお配りしております文教警察委員会説明資料の資料5の「大分県地方警察職員定数条例の一部改正について」と題した資料をお開きください。

資料の上段、条例の概要をごらんください。

警察法第57条第2項で、「地方警察職員の定員（警察官については、階級別定員を含む。）は、条例で定める。この場合において、警察官の定員については、政令で定める基準に従わなければならない。」と定められています。

このたび、政令である警察法施行令の基準が改正されることに伴い、大分県の警察官の定数を定めた大分県地方警察職員定数条例の一部を改正することといたします。

条例改正の概要についてです。

資料の下段、条例改正の概要をごらんください。

条例では、警察官の定数を階級別に定めており、増員される10人の階級構成については、警視1人、警部1人、警部補・巡査部長7人、巡査1人となります。

そのため、警視の定数91人を92人に、警部の定数186人に1人を加えて187人に、警部補及び巡査部長の定数1,171人を1,178人に、巡査の定数615人を616人に改正いたします。

あわせて、警察官小計の2,063人を2,073人に、警察官以外の職員を加えた職員合計を2,427人に改正いたします。

しかしながら、ストーカー・DV等の事案への対応は、人命に関わる極めて重要な業務であるため、早急に体制を強化する必要性があり、今春の組織改編において、本部生活安全企画課ストーカー・DV等総合対策室、本部捜査第一課特殊犯特捜班及び警察署生活安全課の体制強化を図ったところです。

なお、この改正条例については、本年4月1日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。

竹内委員長 以上で、説明は終わりました。これより質疑に入ります。

尾島委員 1点だけ。先ほど予算の説明でね、一般警察官が2,073人、一般職員が350人ということだったんですけど、一般職員のほうは欠員があるということなんですか。

穴井警務課長 行財政改革等の理由によりまして、県との調整のとおり、人数を条例よりも若干下げた形で採用させていただいております。

竹内委員長 よろしいですか。ほかにございませんか。

委員外議員、よろしいですか。

〔「ありません」と言う者あり〕

竹内委員長 ほかにご質疑等もないので、これより採決いたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

竹内委員長 ご異議がないので、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたします。

た。

以上で付託案件の審査を終わります。

この際、何かありませんか。

平岩委員 2点ほどあるんですけど、最近、歩車分離の横断歩道がとてもふえて、学校の近くにととてもたくさんしていただいて安心はするんですけども、歩車分離になったということの子供たちはわかっているんで、歩行者用の青になったら進むんですけど、そこをいつも通りかけている人たちが信号機を見て、「ああ、青になるな」と思って出たらぶつかるということを時々聞くんですよね。だから、歩車分離の信号機にかわったときの、かわり際の指導みたいなのがきちんとできると安心かなというふうに思いました。

それともう1点は、特に駅の南側は新しく道がどんどんできておりまして、昔は道がないところに新しく広い道ができていますね。地域に住んでいる方たちは、昔あった道が自分たちの主道だと思っていたら、そこに広い道ができたりするので、どこも信号機がないので、どちらが譲ればいいのかということでもごまごまして、もともと住んでいる人たちは、ここが主道だと思って行ったら、新しく来た人たちはこっちの道が広いからこっちが主道だということで、出会い頭の事故を結構聞きます。そこらあたりの指導というか、周知徹底はどういうふうに行われているのかということをお聞きしたいと思っておりました。

中島交通部長 まず、1つ目の歩車分離の関係ですけれども、基本的にはその信号機には表示盤をつけるようにしております。ただ、歩車分離にかわった当初は一般ドライバー等に非常にわかりづらいところもありますので、そういうところについては、警察署のほうで、特に通学路を中心とした指導を行うよう、今後とも徹底していきたいと思っております。

それから、駅の南口の新しい道路がいっぱいできていますけれども、基本的には優先関係がわかるようには、明らかに道路が広い場合、ですから、新道の場合はほとんど明らかに広い道路になると思います。それから、そこには中央線になるべく引くようにしております。それから、わかりづらいところについては、確かに何本かあります。そういうところについては、一時停止の標識をつけて、優先関係はないわけですがけれども、とまって安全を確認して行きなさいという形にしています。交差点が非常に多くなっていますので、それ以外のところについては今後とも交通安全点検をして、そして、道路管理者と協働して、例えば、一時停止がつけられるところは一時停止、それが困難な場合は交差点表示とかカーブミラーとか、そういうものを設置して安全を確保していきたいと思っております。

また、個別にここは危ないというところがありましたら、またご連絡していただければ、私どもも行って調査いたしまして、安全対策をとっていきたいと思っています。

平岩委員 わかりました。ということは、新しくできた道が明らかに広ければ、そっこのほうが主道になるということでもよろしいですね。

中島交通部長 ええ、大体1.5倍を明らかというふうに言っています。

平岩委員 認識の誤りがかなり地域の方にもあるみたいですので。

中島交通部長 そうですね、旧道のほうが何か優先みたいな感じがしますがけれども、それは明らかに広い道路が優先ですので、よろしくお願ひします。

平岩委員 わかりました。よろしくお願ひします。

竹内委員長 じゃ、関連しまして、確かに歩車分離が急にできたとき、私もあれっと思つたら、これは歩車分離だと後で気がつくので、高齢者、子供はなかなか難しいと思ひます

ので、今のことはよろしく願います。

中島交通部長 わかりました。

竹内委員長 それから、駅南と同じように、今度、長浜小学校の東側に大きな道路ができます。子供が飛び出していく可能性が非常に高いので、十分な交通安全対策をお願いしたいと思います。

中島交通部長 わかりました。

竹内委員長 よろしく願います。ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

竹内委員長 ほかにないようですので、ここで、一言私からお礼を申し上げます。

〔委員長挨拶〕

〔奥野警察本部長挨拶〕

竹内委員長 ありがとうございます。

これを持ちまして、警察本部関係の審査を終わります。

執行部はお疲れさまでした。

ここで、執行部が入れかわりますので、しばらくお待ちください。

〔警察本部退室、教育委員会入室〕

竹内委員長 これより、教育委員会関係の審査に入ります。

まず、第1号議案平成27年度大分県一般会計予算のうち本委員会関係部分について、執行部の説明を求めます。

野中教育長 議案書の1ページをお開きください。

第1号議案平成27年度大分県一般会計予算の教育委員会所管分について、説明いたします。

お手元に配付しております文教警察委員会説明資料の1ページをお開きください。

表の下から3段目に2重線で囲んでおりますが、教育委員会の平成27年度当初予算額は、右から3列目にありますように1, 132億9, 111万円です。

これを右から2列目の平成26年度当初予算額と比較しますと、その右の欄にありますように、10億4, 262万5千円の増、率にして0.9%の増となっています。

今回の平成27年度当初予算は骨格予算として編成されるために、人件費等の義務的経費や継続事業が主となっております。今回計上されていない新規事業等については、統一地方選挙後の肉づけ予算、7月補正予算で要求する予定です。

それでは、主な事業につきまして、個別に説明いたします。

別冊の平成27年度予算に関する説明書の429ページをお開きください。

まず、中ほどの事業名欄下から3つ目の中学校学力向上対策支援事業費2億9, 431万9千円です。

この事業は、生徒のさらなる学力向上を図るため、客観的な数値目標を盛り込んだ推進計画を策定して学力向上に取り組む市町村に対し、習熟度別指導推進教員の配置などの支援を行うものです。

また、基礎・基本の定着だけでなく、活用力の理解度も把握できる学力定着状況調査を

中学校2年生で実施するものです。

なお、27年度は新たに、指導教諭を中心とした校内研究体制を構築し、学びに向かう学校づくりを推進してまいります。

次のページ、430ページをお開きください。

上から2つ目の英語教育強化事業費283万円は新規事業です。

この事業は、小・中学生を対象としたイングリッシュ・キャンプを実施することなどにより、児童・生徒の英語力向上を図るとともに、世界に挑戦し、多様な価値観を持った者と協働できるグローバル人材の育成を図るものです。

次に、同じページ1番下のいじめ・不登校等未然防止対策事業費1億5,758万4千円です。

この事業は、いじめや不登校などの未然防止を図るもので、不登校の生徒への支援や未然防止に取り組むため、地域不登校防止推進教員を県内16地域に19名配置し、不登校の予防と初期対応を組織的に進めるものです。

27年度は、拠点校において学級への適応感をはかるテストを新たに実施し、不登校の生じない、よりよい学級づくりを推進します。

次のページ、431ページをごらんください。

下から2つ目の特別支援学校情報端末活用促進事業費222万2千円は新規事業です。

この事業は、大学の研究機関や民間企業との連携により、特別支援学校におけるタブレット型端末を有効活用した授業のあり方などに関する実践的研究を通し、障がいのある幼児・児童・生徒の社会的自立に向けた学習環境整備を推進するものです。

次のページをお開きください。

下から2つ目の進学力パワーアップ事業費936万9千円です。

この事業は、高い目標に挑む意欲の醸成と進路実現に向け、難関大学にも十分対応できる学力と教科指導力の強化を図るものです。

本事業では、生徒対象のセミナー等を実施するとともに、教員対象に入試問題や授業の研究などを実施することとしていますが、27年度は、新たに学校図書館を活用した学力向上への取り組みを別府翔青高校において実施し、その成果を他校にも普及させることとしていきます。

次に、その下のはつらつ大分人材育成事業費1,901万8千円です。

この事業は、グローバル人材の育成を図るため、長期あるいは短期の海外留学を行う高校生に対して支援を行うものです。

27年度は長期留学支援対象を10人とするとともに、短期留学では個人単位へ支援対象を拡充し、留学支援枠を倍増します。また、留学への気運を高めるために、留学に関する知識、情報等についての説明会を開催します。

次のページをごらんください。

1番下の地域産業を担う農林水産高校生育成事業費874万8千円は新規事業です。

この事業は、農林水産系高校10校の高校生を地域産業を担う人材として育成するため、地域の生産者や企業等と連携し、企業的経営や商品開発など生産から流通までを一体として学習できる環境を整備するものです。

各地域で必要とされている知識や技術を高校生に定着させることにより、地域企業等へ

の人材供給と地域からの人材流出防止も図ることとしています。

次のページをお開きください。

434ページ下から2つ目の実習船共同運航調査費92万7千円は新規事業です。

この事業は、津久見高校海洋科学学校の大型実習船「新大分丸」の老朽化に伴い、香川県と共同での代船建造、運航を検討するものです。

31年度をめどに共同運航開始を目指していますが、27年度からはその具体的な内容について、香川県と協議・検討していくこととしています。

次の435ページでございます。

1番上の学校図書館活用教育支援事業費2,029万1千円です。

この事業は、学力向上と豊かな心を育成するため、学校図書館のサポーター配置を計画的に進める市町村を支援し、全小学校への配置を促進するものです。

本事業では、学校図書館サポーター等の資質向上と図書館の活性化を図るため、アドバイザー派遣等を行うとともに、27年度は新たに、学校図書に適したブックリストを作成することで、蔵書の充実を図ることとしています。

次に、少し飛びますが449ページをお開きください。

事業名欄1番上の施設整備費22億8,776万7千円です。

この事業は、高校再編プランに基づく施設整備や、学校施設の長寿命化と学習環境の改善を図るため、大規模改造等を実施するものです。

27年度は高校再編プラン分として、別府翔青高校の第2体育館などを整備するとともに、大分舞鶴高校など14校の大規模改造を実施します。

最後に、少し飛びますが460ページをお開きください。

事業名欄上から2つ目のおおいた文化のひろば創造事業費323万8千円は新規事業です。

県立美術館が4月24日にいよいよオープンとなります。この事業は、大分市中心部で、中高生の作品展示や小学生を対象にした学生等によるワークショップの開催、また、県内各地域においては、県立歴史博物館等の収蔵品の出張企画展を開催するものです。美術館開館を契機に、県内全域において芸術文化による交流の推進を図ってまいります。

以上で教育委員会の平成27年度一般会計予算についての説明を終わらせていただきます。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

竹内委員長 以上で、説明は終わりました。これより質疑に入ります。

平岩委員 429ページの中学校学力向上対策支援事業で、習熟度別を推進する市町村にと言われましたけれども、これは少人数ですというふうに捉えてはいけなんでしょうか。

後藤義務教育課長 いろんな形態があると思いますが、子供のつまずき、習熟の程度に応じて指導の工夫を積極的にやっていただきたいということを考えています。

ですから、単にグループを分けてやるとかいうだけではなくて、本当に工夫した取り組みをしていただくということで加配をしようと思っております。

平岩委員 じゃあ、いろんなグループの分け方があっていいと捉えていいんですね。

後藤義務教育課長 非常に多様な子供たちに対して、1番効果的な指導方法を工夫してい

ただくということでございますので、学校の状態に応じた、そういうことをやっていただきたいというふうに思います。

平岩委員 わかりました。

竹内委員長 ほかに。よろしいですか。

小野委員 今の説明にはないんですけどね、本会議でも取り上げさせていただいた18歳選挙権の時代を迎えて、これについては、やっぱり教育分野での取り組みが大変大事だということを今強調されていますけれども、今回提案されている事業予算にそういったことにつながるようなものがありますか。まだ全然それは考えていない。

竹内委員長 いかがでしょうか。

野中教育長 基本的に、小中高を通じて、社会を担っていける子供たちを育てていくという課題です。ですから、とりたててどこの事業で今回改めて18歳選挙権のための事業というのはありません。しかしながら、まさに来年の参議院選挙のときには、同じ高校3年生の中で投票に行くという子供が出てきます。同世代の中で、どういう選択をするのかなという場面が初めて学校で生まれるということは、本当にいい機会ではないかと。

そういったことも踏まえながら、学校でも指導してもらいたいと考えています。

小野委員 主権者教育というのはね、何も選挙の前にとりたててやることじゃないと思うんですね。年間を通して、しっかりした資質を持ってもらう。さっき質問にもありましたように、主権者としての資質というのも私は立派な学力だと思うんですね。そういう意味で、学力向上対策の関連の中でこういったこともしっかり今後考えていかないと、懸念されるように、点数学力というような言われ方をするわけで、そういうふうに幅広い、これから構えていってほしいということで、今回は骨格ですけども、今後、肉づけ予算の中でまたそういった議論をぜひしていただきたいとお願いしておきます。

竹内委員長 よろしいですか。

野中教育長 子供につける学力については、基本的な知識、技能だけでなく、思考力、判断力、そして、表現力というふうに言っています。

ある意味、判断力の部分は、いろんな調べたものの中から選ぶ力なんですね。まさに主権者として、いろんな問題について検討して選んでいく力をつけると、そういうのにつながるんじゃないかと私は思っています。

竹内委員長 よろしいですか。

小野委員 はい、いいです。

竹内委員長 私どもは出前県議会というのを議員のほうでやります。県議会の仕組みや、今、県が取り組んでいる内容などについて出前講座をいたしますと、教師も「初めて知りました。わかりやすかったです」ととても喜ばれるので、やはり抽象的といいますか、枠だけの説明でなく、実情を中立的に伝えるというような内容を具体的に組み込んでいただけたらと思っています。

それは別に偏向ではないので、私がしても、平岩委員がしても同じことを言いますので、そのようなことで、少し具体性を持って18歳選挙権、主権の問題に取り組んでいただきたいと要望しておきます。

ほかに。

三浦委員 予算に直接関係ないんですけど、大分県を見ますと、小・中学校は臨時講師の

方が担任を持たれているケースが大変多いということで、県としては遺憾だということをおっしゃっていますから、来年度に向けてそういったものが少しは改善されるのかどうか。あるいは、そういった顕著なところについては、例えば、加配については、いろんな取り組みをしていますが、ちょっとおかしいんじゃないのかということで加配を減少するとか、そういうペナルティ的なものというのはあるのかないのか。わからないもので、ちょっと教えてもらいたいと思います。

それと、高校生も今、英語教育に力を入れているんですけど、例えば、別府翔青高校とかも、どちらかといえば英検のほうに力を入れているんですね。もちろん英検もいいと思うんですけど、私はどちらかというと、今、注目を浴びているのはTOEICでもあるし、さらに言うと、英検は合格、不合格しかないんですけど、TOEICであれば点数で段階的に分かれるんですね。だから、ある意味、生徒の英語の力というのが段階的に明らかになるので、そっちのほうの方が望ましいんじゃないか。もちろん学校とか先生方は、いい生徒がとってくれば、ある程度通るでしょうから、いいと思うんですけどね。

そうすると、いい子だけ目立って、全体像というのがつかめないから、そういった意味で、私はTOEICのほうがいいんじゃないかなと思うんですけど、ちょっとお考えを聞きたいと思います。

藤本教育人事課長 それでは最初に、臨時講師の学級担任の件についての考え方を答弁いたします。

今年度、平成27年度の人事異動方針の中で、原則として校内における学級担任は正規職員を配置するというのを盛り込んで、全ての学校、校長、市町村教育委員会等にも伝えております。その中で、やはり最終的な校内人事については校長が、現在の人事異動、あと定数の関係とかで固まった中で、どの人を担任に持っていくかというのは校長の最終的な判断になりますので、校内の分掌を十分に検討して、人事を通じた学校改革、そういったものができるようにということで伝えてはおります。

基本的に加配については、臨時講師を配置するものであるということで、その中でも県の施策として、学力向上の支援教員とか、その辺のところについては正規教員を充てて広めていくというような対応をしています。その施策以外のものについては、また原則に戻って臨時講師の配置とか、そういったものについても伝えていきます。

高畑高校教育課長 高校における英語力の向上にかかわって、TOEIC、英検、こういった資格検定をどうするのがいいかなというお話だったかと思います。

現在、学校の中では、確かに英検というのが非常に定着しております。それと、国のほうで英語教育の改革、実施計画等の中で求められる英語力として、高校3年生であれば英検準2級から2級程度というようなことを示されたこともありまして、英検が主だって使われているのかなというふうには考えております。

ただ、TOEICに関しましては、そういうことを踏まえて、どういった活用の仕方があるのかというのは、また学校と一緒に研究はしてみたいと思います。

三浦委員 お願いします。

それと、当然ですけど、臨時講師に担任を持たせるというのはちょっとおかしいと思うので、指導のほうもやっていただきたいと思います。

もう1点質問、特別支援学校の情報端末活用促進事業費なんですけど、委託料が主なん

ですね。多分、推進費というのは端末代だと思んですけど、これはどこに委託して、どういったものになっているんですか。

当然ですけど、学校の先生方が教えるような形になるのかなと思ったもので、どんな形になるのか教えていただければ。

後藤特別支援教育課長 タブレット端末の事業については、既に190台、各校に配備していますが、先生が教えるための道具というような形になっています。

それではなくて、障がいのある子供たちが困りを補う方法として、自分たちで活用できるように高めていきたいと考えています。そのために、先進的に研究をしていらっしゃる東京大学の先生でありますとか、それから、エデュアスという民間企業がありますが、そちらが魔法のプロジェクトという先進的なことを研究しておりますので、そちらにご指導を仰ぎたい、一緒に研究をしていきたいと考えています。

三浦委員 わかりました。結構です。

竹内委員長 ほかに。

平岩委員 今、臨時講師の件が出ましたが、去年だったですかね、学級担任をさせないということが地方新聞にぱっと文字が出たときに大変混乱をしたし、臨時の人の尊厳を傷つける言葉だなというふうに私は思ったんですけど、今、藤本課長が言われたように、校長が最終的に学級の状況を見て配置を決めるんだというところをちゃんと、大事にしていきたいなと思うんですね。

臨時講師も、39歳を過ぎたベテランの臨時講師もいれば、大学出たての臨時講師もありますし、さまざまです。4月当初に、すぐにその学級が決まるかということ、30人学級の関係で、これが3クラスになるか、2クラスになるかわからないというときに最初に当て込んでおいたら、正規の人を1人切らなきゃいけないような状況も生まれてくるときもあります。そういう場面も考えて、やっぱり基本的に臨時講師の方は学級担任をしないというのは変ですけども、正規の職員に学級担任をさせるんだということで、あとは学校長が判断をして、学校の事情やさまざまな学級の状況を見て判断するというふうに捉えてよろしいですね。

藤本教育人事課長 そういう考え方が法の中でも規定されております。

校長は校務をつかさどり、所属職員を監督するという中で、その校務の掌握権限、これが個々の教員の能力、特性、協調性等を総合的に判断して決定するものがそれに含まれると解釈されていますので、最終的には校長の判断ということになると思います。

平岩委員 わかりました。

河野理事兼教育次長 補足をさせていただきたいんですけど、臨時講師の現状を申し上げますと、500人規模で臨時講師の方がクラス担任をされております。800分の500なんですね。片や正規の先生で担任をされていない方が1,200人くらいでいらっしゃるわけです。この問題については、かなり構造的な問題があると思います。

まず第1が、正規の先生の絶対数が不足している学校。それと、絶対数が十分であるにもかかわらずという学校の問題。絶対数が不足しているというのは、これはまさに人事異動に対しての考え方の問題が根底にあるものですから、これを整理しなければ、このならしはできないだろうということで、これは少し長期的に人事異動を踏まえながらやっていかなければならないと思っています。

正規の先生がいるにもかかわらず、十分であるにもかかわらず講師の方が担任をされておると。この問題については、さまざまな背景があると思います。例えば、先ほど申し上げました指導方法の工夫改善。加配が全体で800ですね。その800の加配は、本来は臨時講師の方をもって充てるのを原則とする加配なんですけど、この加配に正規の先生が入っている場合も、大分県の場合は残念ながらそういった実情がある。これは極めて例外的な扱いなんです。ですから、そこら辺の加配のそもそもの考え方の問題を整理しなきゃならんだろうと。

と同時に、これは全てではありませんが、例えば、市町村によっては臨時講師の方が担任をやったらだめですよということを指導している市町村も実はあります、現実的に。その中で、例えば、現実問題として、50歳中盤の方であれば、担任をもうせんでもいいじゃないかと、もしかしてこういった気持ちの問題があるんじゃないかなろうかという問題。そこにはさまざまな課題があるわけですね。これを意識の改革も含めて全体的に変えていかなければ本来の姿に戻っていかんだろうと考えています。

これについては、PTA連合会もこの方針については大賛成だということで、ぜひともこれを実現してほしいという意見もいただいています。片や校長会についても十分説明をしました。校長会も、本来あるべき姿はそうなんだと。ただ、これをすぐにとはなかなかいかんだろうから、そういったことでお互い共通認識を持って、そういった方向に変えていこうじゃないかということでは意見が一致しています。あとはその方向に向かって、市町村の教育委員会、県の教育委員会、学校現場、校長も含めて変えていこうというその方向で、なるべく早く解決しなければならない課題というふうに思っています。

ちなみに、県立高校では臨時講師のクラス担任はありません。

特別支援学校で、ことし18名の方が小・中学校を中心に担任をしています。こういった状況は本来あるべき姿じゃないと思っていますので、変えていくべきであると思っています。

臨時講師の方は、今でいけば基本的には1年限りの任用ですから、そういったことからしてみれば、1年限りの方に継続的な教育ということは逆におかしいものがございまして、本来の姿に持っていければと思っています。

麻生委員 予算に関して、2点質問並びに県に要望を行います。

まず、433ページの地域産業を担う農林水産高校生育成事業費に関して、これは大いに期待をしておりますので、いい形で取り組んでいただければと思います。

その際に、この事業説明書の中には、そうした高校において地域の生産者や企業等と連携し、企業的経営や商品開発など生産から流通までを一体として学習できる環境を整備するという説明になっているんですね。

例えば、玖珠農高であるとか山香農高もそうだったように、地域の方に高校生のつくった農産品というのはめちゃくちゃ人気があって、販売の時間になると地域の方々が並んで待っていらっしゃるという形なんだけれども、あくまでも教育の一環としてやっているからということ、めちゃくちゃ安く販売しているんですね。地域の方々に伺うと、いや、もっと高くてもいいんだよと。この説明でいくと、生産から流通まで一体として学習できる、あるいはなりわいとして生計を立てていけるということを学ぶことでしょうから、当然、私は適正な価格で販売をし、適正な利益が出るような形でいいんじゃないかなと、こ

のように思います。

例えば、そこで出た利益については、高校生、実務をやって、体を動かして汗を流しているわけですから、当然、高校生に還元してもいいのではないかと、このように思います。

それを具体的に還元するためには、県の奨学会というのがあるわけですから、奨学金として奨学会に還元して、奨学会からそういった農業系の高校生は授業料がそこで捻出できるぐらいの仕組みをつくっていただけるとかなり違ってくるのではないかなと思っておりますので、これについての基本的な考え方、せっかくこういった授業をやるわけですから、ぜひ具体的に検討して実現をしてほしいという思いで、これは質問します。

それから2点目。学校図書館活用教育支援事業、435ページについてであります、先ほど来の説明の中で、いじめとか不登校であるとか、あるいは最近の凶悪犯罪とか、いろんなことを勘案してみるときに、教育の中で、学校での人との出会い、友との出会い、あるいはいい本との出会い、こういったことは本当に大事だろうと思います。自殺しそうになったら、たしか400冊の本を読めとかいう話もつい先日、聞いたことがあるんですけども、本を読むことによって救われるということも往々にしてあるということも伺いました。そういう意味でも、この学校図書館活用教育支援事業というのは非常に重要になってくるんだろうと思います。

そこで、学校図書館のサポーター配置を計画的に進めているわけですが、全小学校への配置状況というのが今どうなっているのか。今回、新規事業として蔵書の充実に向け、学校図書に適したブックリストを作成すると。これは小学校のことですけれども、特にどういった点に力を入れようとしているのか、それについて考えをお示してください。

最後に要望であります、今回の予算というのは骨格予算でありますから、肉づけは入っていないんですけれども、かねてから申し上げておりましたように、学校グラウンドの芝生化。これについては特別支援学校についていろんなことをやってみる。試行的なことも含めて、それによって一般の小・中学校まで広げていけるかどうかということを見きわめるということで始めたと思うんですね。それがコストの問題も含めて、じゃ、どこからやればできるかといったことについても、なかなかその途中経過報告が我々のところまで届いてきておりません。こういった部分について、学校のグラウンドの芝生化について、肉づけ、今後の方向性というものについて、ぜひ改選後までに頑張ってお研究をして、提示をしていただけるように求めておきたいと思っております。

以上、質問は2点です。

竹内委員長 ではまず、地域産業を担う農林水産高校生育成事業に関して。

岡田教育財務課長 農産物の販売につきましては、学校のほうで農業会計という形で独立採算の形で、別会計でさせていただいております。

販売単価につきましても、当然、周りの市場単価とかを調査の上、販売単価も学校のほうで決めて販売をしておるというふう聞いております。収入が上がりました分については、その学校に必要な経費に充てていただくという、独立採算という形で、生徒さんも含めて学校に還元されていると考えております。

麻生委員 その点に関しては、現状はそうであるということは十分認識しております。しかし、今回、新規事業でこういった事業を構築する。一方で、少子・高齢化で地域が疲弊する中で、1次産業を担う担い手を育成していこうと。これは人材、人をつくっていくと

いう重要な事業ですからね。先ほど申し上げたような県奨学金、これとの連携を含めて、縦割りの行政だけじゃなくて、農林水産部の農協関係のそういったところとの、はっきりとここに書いています事業としては、農協の指導員との連携も必要になってくるわけですよ。そういったことも含めて、じゃ、そこでとんでもない商品、めちやくちやもうかるような商品も出てくる可能性はあるわけですよ。高校生の発想、若い人の発想というのは本当にこれから求められるわけですから、そういった可能性をしっかりと再配分できる仕組みを県教育委員会として考えていく必要があるかと思っておりますので、そのことは特に、教育長、求めておきたいと思っております。

竹内委員長 要望でいいですね。

麻生委員 はい、結構です。

竹内委員長 じゃ、2番目のに行きます。学校図書館活用教育支援事業について。

曽根崎社会教育課長 学校図書館活用教育支援事業についてです。

まず、学校図書館サポーターの配置状況ですけれども、この事業が始まったのが平成25年度からでございますけれども、平成24年度の段階で大分市、中核市を除きまして、45校にサポーターの専任配置がございました。平成25年度、事業の1年目は専任配置が54校にふえまして、本年度、26年度は67校になっております。それに伴いまして、未配置の割合ですけれども、平成24年度は全体の約12%が未配置でしたが、25年度が11%、本年度が10%というふうになっています。あと、残りの数字のところは兼任配置で、1週間のうち幾つかの学校を兼任しておりますので、そういう形の配置になっております。それが24年度が70%あったものが65%で、本年度は60%というふうに減ってっております。

来年度に向けまして、専任配置、地域のボランティアの方も協力いただきまして、特に未配置をゼロ%にするという方向で今取り組みを進めているところです。

それから、2つ目のブックリストについてでございますけれども、ブックリストは小学校の発達段階、小学校1年生から6年生のそれぞれの段階に応じまして、ブックトーク、いわゆる一つの冒険なら冒険とか、そういうことである本を紹介し、また、この本もいいですよ、冒険のことについて話をしていますよというふうな紹介ができるようなブックトークができるものを一つのテーマにつき5冊をワンセットにしたものを各学年5セットずつぐらい、6年生までですから合計30セットのものを学校の職員に紹介し、そういうふうなブックトークをちゃんとやりながら学校での蔵書の確保とか生徒への指導に役立ててもらいたい、そういうところでつくっております。

配布につきましては、各学校はもちろんですが、市町村教育委員会にも配りまして、その定着を図っていくというふうに考えております。

以上です。

麻生委員 今、中核市の数値が示されなかったんですけど、大分市はこの事業は対象外でしたっけ。

曽根崎社会教育課長 基本的にサポーターの配置は市町村が判断をして行っております。当然のことながら、この事業のインセンティブは小学校で専任配置をしたところに民間のアドバイザーの方を派遣するというのを1つのインセンティブにしております。それは大分市も対象になっております。

ちなみに、大分市は60小学校のうち9校に専任配置をして、あとは兼任配置というふうにお聞きをしております。

麻生委員 まだ9校ですね。はい、わかりました。

竹内委員長 よろしいですか。

麻生委員 はい。

竹内委員長 じゃあ、今の学校図書館のはよろしいですね。

ほかに質疑、ご意見ございませんか。

それでは、委員外議員の先生いかがでしょうか。

桜木委員外議員 今期で終わりますけれども、骨格予算で10億円ついておりますし、また肉がつけば相当な予算がつくんじゃないかなという気がいたしております。

少しでも子供たちのためになるように、教育委員会で頑張っていたきたいなと思います。

竹内委員長 要望でよろしいですね。

〔「はい」と言う者あり〕

竹内委員長 ほかはよろしいですね。ほかにご質疑等もないので、これより、先ほど審査いたしました警察本部関係部分とあわせて採決いたします。

本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

竹内委員長 ご異議がないので、本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第47号議案地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備についてですが、本議案の中に、職員等の旅費に関する条例の一部改正等が提案されているため、総務企画委員会に合い議しておりますことを申し添えます。

それでは、執行部の説明を求めます。

野中教育長 第47号議案地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備について、ご説明いたします。

議案書では、295ページになりますが、お手元にお配りした資料で説明させていただきます。

説明資料2ページをお開きください。

「1 改正法の概要」のとおり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が平成27年4月から施行されることに伴い、関係条例を整備するものです。

改正法の概要は、1つ目は、教育委員長と教育長を一本化した新教育長を置き、教育委員長の職は廃止されます。

2つ目は、教育長は、知事が議会の同意を得て、直接任命する特別職となります。

3つ目は、教育長は、現行では教育委員の一人ですが、改正後は教育委員会の構成員ではありますが、教育委員ではなくなり、教育委員会は、教育長と教育委員をもって組織するということとなります。

今回改正する条例は、「2 改正する条例」のとおり(1)から(6)までの6本でござ

ざいます。

まず、特別職の常勤職員及び教育長の給与等に関する条例でございます。

現行の教育長は、教育委員としての特別職の立場と、教育長としての一般職の立場を併有するという特別な身分になっておりますが、改正後は、特別職に変更されますので、条例題名を、特別職の常勤職員の給与等に関する条例に改める等の規定整備を行うものです。

また、改正法において新教育長は常勤とされるとともに職務専念義務が課されることとなります。そのため、その勤務時間等を一般職の例によることとするとともに、年次有給休暇の取得や健康診断の受診などの職務専念義務の免除等の規定を設けるものです。その際、職務専念義務の免除に関しては、教育の政治的中立性の確保の観点から、承認権者は、知事ではなく、教育委員会とするよう改正を行うものです。

2つ目、職員等の旅費に関する条例でございます。

現行の教育長は、職員の旅費に関する条例が準用されておりますが、特別職として規定整備を行うものです。

3つ目、各種委員会の委員の報酬及び費用弁償条例でございます。

教育委員長職の廃止に伴い、委員長の報酬額を削除するものです。

4つ目は、特別職の常勤職員及び教育長の退職手当に関する条例でございます。

これも1番目と同様に条例題名を改めるなどの規定整備を行うものです。

5つ目は、大分県教育委員会の委員の定数を定める条例でございます。

教育長が教育委員ではなくなることに伴い、現行の教育委員の定数6人を5人に改正するものです。なお、改正後、教育委員会の構成員は、教育長及び教育委員5人となりますので、現行の構成員6人に変更はございません。

6つ目は、大分県社会教育委員条例でございます。

これまで、事務処理の円滑化の見地から、社会教育委員会の経過及び結果は、教育長を経て教育委員会に報告するとされておりましたが、教育長が教育委員会を代表することに伴い、規定整備を行うものです。

最後に、「3 施行期日」でございます。

平成27年4月1日からとしておりますが、改正法附則により、現教育長の在職期間中は、改正前条例の規定がそれぞれ適用される旨の経過措置規定を設けております。

なお、(1)～(4)の条例につきましては、総務部が所管しているため、総務企画委員会への合い議案件となっております。

以上でございます。

竹内委員長 以上で、説明は終わりました。これより質疑に入ります。

小野委員 これも制度の改正ですからね、今どうこうということにはならないと思うんですけども、これまで、この問題について議論してきた中で、やっぱり1番気を使ってきたのが、教育には継続性が必要なんだけれども、それが、首長がかわるたびにぼんぼん変わられたら大変だとか、あるいは、特別な思想を持った人が首長に座ったら、またこれが中立性という点では問題なんじゃないか。

こういった点の論議をこの間ずっといろいろなところでやってきたと思うんですけども、このことをぜひ、この教育委員会制度がどういう狙いで意義を持ってきたのかというふうなことをしっかりと考えながら、これからの運用については、もう決まったから、こ

のとおりばあつとじゃ、なかなか県民は理解できないと思いますから。

とりわけ、二元代表制の中での教育委員会制度ということにもなりますので、しっかりと配慮した上で運用し、また、教育長自身もそういったところをいつも思いながら、教育行政にかかわっていただきたいなということをお願いしておきたいと思います。

竹内委員長 お願いですね。

小野委員 はい。

竹内委員長 ありがとうございます。ほかにご質疑。

尾島委員 今回、現教育長が続行されると思いますので、在職による経過措置がうたわれていますよね。

教育長が在籍する場合においてはということ、ずっと書いて、なお、その効力を有するという、従前の条例規定がずっと継続されると思うんですけど、現在の教育長がおやめになったときに新しく効力を発するという、解していいんですかね。今度の新しい改正について。

野中教育長 現在の教育長が在職する期間、旧規定がそのまま効力を有するという、でございます。

尾島委員 はい、わかりました。

竹内委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

竹内委員長 ほかにご質疑等もないので、質疑を終了いたします。

採決については、総務企画委員会からの回答が届いていないため保留し、回答が届き次第、行いたいと思います。

次に、請願の審査に入ります。

なお、この際、念のため申し上げます。

今議会以後、任期中、本会議の予定もございませんので、本日の委員会が、一応、任期最後の委員会となります。よって、先例によりまして、採択又は不採択以外は、いわゆる審議未了の扱いをすることとなりますので、あらかじめご了承願います。

それでは、請願53大分県独自で少人数学級の拡充を求めることについて及び請願54国の責任で35人学級の推進を求める意見書の提出については、関連がありますので、両請願はあわせて審査をいたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

竹内委員長 それではそのようにいたします。

請願53及び請願54について、執行部の説明を求めます。

藤本教育人事課長 請願53大分県独自で少人数学級の拡充を求めることについて及び請願54国の責任で35人学級の推進を求める意見書の提出についての関係事項について、説明いたします。

文教警察委員会説明資料の3ページをお開きください。

1の国の状況でございます。

(1) 教職員定数改善計画の経緯にありますとおり、これまで7次にわたり学級編制の標準が改善され、昭和55年の第5次計画以降40人学級が標準となっています。

こうした中、少人数学級につきましては、(2)にありますとおり、平成23年度には

小学校1年生に、さらに(3)のとおり、平成24年度からは加配定数増での対応であります。小学校2年生に35人以下学級が実施されているところです。

なお、国の教職員定数改善につきましては、政府予算等に対する提言や全国及び九州地方教育長協議会を通じて毎年度要望しているところです。

次に、2の本県の状況にありますとおり、大分県では、平成16年度から小学校1年生に、平成18年度からは小学校2年生に、さらに平成20年度からは中学校1年生に30人学級を実施しています。

下の表にありますとおり、平成26年度は、小学校91学級、中学校74学級に30人学級編制を導入しているところです。

以上でございます。

竹内委員長 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。

麻生委員 大分県独自で少人数学級の拡充を求めるということでありますけれども、大分県の場合、大分市と別府市以外は、少人数学級、実態としてはむしろ少なく、私の地元にも複式学級で、少人数学級でもっと子供たちに多くの友達をつくって、最初からそういうものも欲しいとか、また、我々の先輩からすると、昔は1クラス50人とか、そのかわり友達が多いという、要はこういった請願についても、幸せになってほしいという思いだろうと思うんですね。

だから、その幸せって一体何だろうと言ったら、いい学校行って、いい就職して、安定的なというようなことを求めるような方もいらっしゃるし、自立心があって、しっかりと自立していろんなみずからの夢を実現してほしいというような、多様な幸せ度合いがあると。そういう中で、少人数学級、必ずしもそれが実現することになるのかどうか。とにかく、きめ細やかな教育をしてほしいというのはみんなの思いだろうと思うんですけども、大分県の少人数学級じゃない、こういったものに対象となりそうな大分市、別府市の実情といたしますか、そのあたりをもうちょっと詳しく説明をしていただいてもいいでしょうか。それが1点。

この請願をされていらっしゃる方、並びに紹介議員、同じなんですけど、これについては、内容的にはそういうきめ細やかな教育を少人数学級でやってほしいということなんですけれども、一方では県で独自でしっかりやれと。一方は国が責任を持ってやれというような形になっているので、我々としては、現状の法体系の中で、より実現可能な形を求めていくというような責任も負わないといけないわけでありまして、そういう意味において、両方一遍にぼんとこれを決定して、出したときには、大分県独自でやるんじゃないのという意見もあるやろうし、一方で、国でやれって、一体どういうことなんだよというような、非常に相矛盾する部分もあるので、そういったことについても我々は十分調査してやっていく必要があるかと思うんですけど、そのあたりについて、県教委の実情と考えについてお話しできる範囲で説明をいただければと思います。

藤本教育人事課長 大分県全体で鑑みますと、小学校では1学級当たりの児童数が、おおむね21人程度が平均になっています。中学校では25人程度ということで、全体とすれば、そういった状況になっているというのが現状でございます。

大分市では、30人を超す学級というのが40%超えるぐらい存在しております。

麻生委員 それでも半分ないんですね。

藤本教育人事課長 ないです。別府市では、やはり30%を超えるぐらいというような状況が現在の実態でございます。

平岩委員 まあ、考え方がいろいろあるのかもしれませんが、私は大分市に住んでいて、大分市の学校を見て回るときに、佐賀関や野津原のように、もう来春から学校がなくなってしまうような、統合されるようなところもあるし、2複、3複というようなところもあります。でも、大分市内の中ではやっぱり子供の数が多くって、特に1、2年できめ細かな指導をしたときに、3年生になったら40人近くの学級になるという現実が確かにあるんですね。今、聞いたら、それでもそこを県が独自で手厚くしていただければ、そんなにたくさん費用がかからないのかもしれないという思いもありますし、確かに、周辺部のところはみんな少人数の学校になって、平均が二十、何人という状況ですけど、大分市内、別府市内、中津の一部は、やっぱりまだ大人数の中で、1年生が入ってきたときに手厚くしながら、3年生になったときはがっつとふえるというような状況がありますので、県の中でそういうことをやっていただけるのありがたいなと思っています。

竹内委員長 今に対して、執行部、何かありますか。いいですか。

麻生委員 質問していいですか。

三浦委員 平岩委員、回答はいいですか。

麻生委員 要望でいいですか。

平岩委員 私は、今の思いを伝えました。

竹内委員長 麻生委員、質問をどうぞ。

麻生委員 今の関係で、今、大分市と別府市が特に対象だというお話が出たんですが、例えば、何かそういった県独自という前に、大分市独自でそういった先生の手当てをしっかりと何かやっているとか、あるいは大分市、別府市の市議会でこういった要請を上げているとかいうような状況はどうですか。把握していますか。

藤本教育人事課長 詳細には把握しておりませんが、市それぞれ単独ということで教員を採用している。市は、大分、別府に限らずでございます。

麻生委員 いや、大分市、別府市の話を知っているんだけど。

藤本教育人事課長 大分市、別府市について、詳細にはわかりません。

麻生委員 まだわかんない。

藤本教育人事課長 はい。

竹内委員長 大分市中心部でも、長浜小学校などは人数が減ってしまっていて、何とか2学級を保ちたいと懸命に住民も努力しているようです。なかなか一概には言えない問題が多いんだろうなというふうに思っています。

ほかにご意見ありませんか。

戸高副委員長 先ほどもありましたけれども、県単独でということになりますと、この財政措置なしに、予算はそんなにかからないだろうという意見もありましたけれども、現実的に可能な範囲にあるのかということと、この文書、国に対してやっている部分、要するに教職員定数の改善を図ることについて、知事会等へ要望して、また部会でも取り上げていっておりますけれども、後半部分の文面のところですね、「今、教育現場は、将来の生活が不安定な」というところから、「教員配置も強く要望されています」と。

これについての県の、この認識であるのかという、そういう考え方を、この文章につい

てお聞かせ願えればと。

藤本教育人事課長 法で少人数学級が現在の1年生のような形で定められれば、それが安定した定数という形で、将来的にも確保されますので、その辺の定数改善については国に対して要望しているところでもありますけど、それがまだ実現していないというような状況でございます。

竹内委員長 ほかにご異議、ご意見ないですか。

三浦委員 やっぱり、いろいろお立場とかあります。

私は国東ですが、国東には国東のいろんな課題がある。大分市、別府市みたいに子供が多いところは、それなりに課題があります。

やっぱりこの問題は軽々に判断しないで、今回、任期が終わりますけど、任期後に、また長いスパンをかけてしっかり検討すべき課題だと思いますので、私としては、審議未了で、今回は流す。それで、任期があげたら、またしっかり検討していただく。そういうふうな格好がいいんじゃないかと思います。

竹内委員長 複雑な問題だし、大事な問題なので、もうちょっと丁寧にとという意味ですね。（「そういうことです」と言う者あり）じゃ、審議未了扱いに異議がありますでしょうか、ないでしょうか。異議ございませんか。

尾島委員 審議未了という言葉はあれですけど、継続で、慎重に調査、審議、そういった意味で……。

三浦委員 僕はいないんですけど、よろしくお願いします。

小野委員 基本的な考え方には賛成ということです。

竹内委員長 そうですね。意見の一致をみました。

それではお諮りいたします。

請願53及び請願54について、審議未了扱いにいたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

竹内委員長 それでは、そのように決定いたしました。

次に、請願55学校における色覚検査の周知徹底に関することについて、執行部の説明を求めます。

蓑田体育保健課長 請願55学校における色覚検査の周知徹底に関することについて、ご説明させていただきます。本日は、特に資料等はございません。

学校健康診断における色覚検査については、平成14年の学校保健法施行規則の一部改正に伴い、健康診断の必須項目から削除され、平成15年度から希望者に対して個別に実施しています。

現在、色覚異常や色覚検査に関することについては、保護者に対して、各学校がいろいろな方法で周知しています。

例えば、学校が発出する健康診断実施の文書や保健だよりに、色覚に関する情報や、希望者は検査を実施できることを掲載しています。また、PTAや進路説明会等の機会に、直接、保護者に説明している学校もあります。

来年度、夏に、文部科学省から児童生徒の健康診断マニュアル（改訂版）が出されることとなっております。

県教育委員会としては、児童生徒等が自身の色覚の特性を知らないまま不利益を受けることのないよう、色覚検査を実施するための体制整備、学習指導等における配慮及び適切な指導について、県立学校及び市町村教育委員会を通じて小中学校を指導してまいります。以上でございます。

竹内委員長 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。

戸高副委員長 我々のときは全員色覚検査をやっていたんですけども、今、いろいろお聞きしておりますが、いじめが起こったでありますとか、そういった本人に知らせるタイミングが非常にデリケートな問題になりますので、知ったときに、がんの宣告を受ける、そういったことになった方も結構いらっしゃるということもあります。今、任意で、了解を得た上で、実際そういう形になった経過をもう1回確認したいと思います。

蓑田体育保健課長 削除された経緯につきましては、色覚検査において異常と判別されるものであっても、大半は支障なく学校生活を送ることは可能であることが明らかなこと、これが1つ。

もう1つは、色覚異常を有する児童生徒の配慮を指導してきていること。ただし、配慮を削除することに伴って、留意事項ということで4点ほど示された部分がございます。

まず、色覚に不安を覚える児童生徒及び保護者に対して、事前の同意を得て、個別に審査、指導を行ってください。

2つ目には、1つ目に加えて、色覚の検査を実施する場合には、児童生徒及び保護者の事前の同意を必要とすると。

また、色覚異常検査表など、検査に必要な備品を学校に必ず備えてください。教職員については、色覚異常について正確な知識を持ってください。

こういうふうな留意事項もつけるということでもあります。

戸高副委員長 遺伝がほとんど、要するに遺伝で親が色覚（「遺伝だと決めちゃいけません」と言う者あり）、そういったケースが非常に多いものですから、大体、親は早目から認識しているというふうに思っているんですけども、そういう教員と、また保護者に対してのこういった指導、それはどういう形になっているのでしょうか。

蓑田体育保健課長 現在、文部科学省から3回注意されてございます。これを受けまして、その都度、こういう事項についてこういうことを徹底してくださいということで訓示をしております。

戸高副委員長 わかりました。

平岩委員 私も学校に勤めていたときに色覚検査をしてきたんですね、石原式の点々があるやつで。子供を一列に並ばせて、そして見て、あら見えていない、あらって。その後ろの子が、ああ、違うやないかみたいなことで、そのときに、ああ、差別を今つくっているという自覚があったもんですから、それから、これは子供たちも1人ずつしないといけないんじゃないんですかって、私、養護教諭じゃなかったけど、そんな話をしてきたんですが、2004年から3年間、廃止になっているんですね。

なぜかというと、色覚検査で結果が出ても、その色覚特性は本人が変えられないものである、治療の方法はまずないものであるということ。それによって、職業の選択が狭められるということ。1番悩ましいのは、本人がそれをわかったときに、職業の選択がそこで閉ざされるということのショックを何とかやわらげなきゃいけないみたいな書き方をされ

ているから、すごく反論しにくいんだけど、色覚特性があって、異常と言われて制限される職業って、余りたくさんはないんですよね。ある程度の仕事はみんなできている。だから、その本人が色覚特性を知っているということと、教職員が色覚についての正しい知識を持っているということが絶対大事なんだけれども、学校でもう1回きちっとやりましょうみたいに持っていかれると、逆にまた遺伝子情報が出ていくというようなところもあるので、私は、この請願を見たときに、正直言ってどきどきして、怖いなって思っていたんです。

本当にやらなきゃいけないのは、色覚異常があるから採用できませんみたいな文言を書いているところは削っていかなくちゃいけない。昔は、教職員も色覚異常があったら試験を受けられませんかみたいなところがあったけど、今はほとんどの県でもそれはないと思うんですけど、そういう差別を消していかなくちゃいけないんじゃないかなというのと、どちらかというところと隔世遺伝と言われているので、本人と家族は何となくわかってはいると思うので、そういう人たちの相談体制はきちっととらなくちゃいけないんだけど、もしも、これを認めたことで、学校で色覚をきちんと検査しましょうみたいなことがあったら、私はとても怖いなって、正直思っています。

麻生委員 その請願は、眼科の先生方が職業倫理感に基づいて、いろんなお子さんを検査した中で、突然、その夢をかなえる試験すら受けることができないような場面に何度も遭遇されたという流れの中から、もうちょっと、先ほど平岩委員を初め何人かの方がおっしゃったような、学校の現場の先生の心も理解できるし、ただ、そういった現実がここにあるわけですから、それを受け入れながら、どう改善していくのか。

例えば、人の命を守るとか、特別な職種について、現実にかような色覚検査が、職業として求められる職種が現実にあるわけですよね。お子さんたちがそういったものを目指そうとしていたら、早い段階でそれが難しいとかいっても、もしかすると科学技術の発達によって、そんなお子さんたちでもそういった職業につくことができるような社会にしていけばいいんだけど、現実的には、現時点ではこういった問題があるよと。であるならば、みんながそういったことを乗り越えられるような社会にしていきたいと思いますという動きが出てくるような、教育現場で周知徹底を図ってほしいといったことも含めての請願であるといったことで、ぜひ私はこういった声は大事にして、そして、社会全体でそういった問題について取り組んでいければいいんじゃないかなと、こういうふうに思います。

以上です。

竹内委員長 ほかによろしいですか。

じゃ、私から質問します。

赤緑、昔、色盲と言われていましたね。赤緑がわからない。赤と緑が。そういうものと、色弱と昔は言われてまして、色の判断が曖昧であるというものの2種類があると思うんですが、その区別は、学校ではどう捉えているんでしょうか。

蓑田体育保健課長 その部分は、詳しく調査しておりません。

竹内委員長 実は、赤と緑の判別がつきにくいという重度の色覚異常があるわけですね。そうすると、交通信号さえ緑と赤が判別しにくい。そのとき、運転免許すら危なくなります。そのことが、本人を守るためにも早い時期に知って、それを劣等感ではなく、特徴として知って、自分の生き方をそこに合わせながら生きていくという、誇りを持って生きる

ことを指導していく必要があると思っています。

それから、先ほど平岩委員がおっしゃったように、後ろに人がいると、やはり正直に反応できないかもしれません。だから、人にわかる反応というのが個室でといいますか、一人一人ですべてやっていくという方法もあると思いますので、運用に関して、今、平岩委員が言われた丁寧な、配慮の行き届いた指導法を工夫していただいて、やはり色覚に異常があるということは隠すのではなく、本人がしっかり知って、それをもとに自分の人生を築くという対応が要ると思っています。

それは私の意見です。その辺で、運用についてご配慮願えたらと、委員長として言います。

ほかにありませんか。

戸高副委員長 相談体制をきちんとしようということの意味でよろしいんですね。

菱田体育保健課長 そうです。

竹内委員長 ほかにいいですか。

平岩委員 ただね、やっぱり、皆さんのおっしゃっていることはよくわかるんですけど、本当に今、「色覚が異常です」と言われて、それで、そのまますんなりいけるかという、生きにくい世の中にもあると思うんです。

ここに人権同和教育、こんなにきちんとやってくさっているけど、なかなか差別が払拭できないということもありますし、実は、知人の子が色弱なんです。

それで、結婚して子供ができたときに、初めて、「もしかしたらおじいちゃんがそうだったからそうかもしれないから検査するぞ」と行ったら、やっぱり色弱だったんですね。じゃ、この子はどうやってそれを受けとめていくのか、この子がどうやって職業を選んでいくのかというときに、随分、いろいろと考えましたし、家族としてはある程度のことはわかっているのだから、学校でどんなことを配慮するということが以上に、そこに置かれている人たちのきつさを考えたときには、軽々に判断してほしくないなという思いが、ごめんなさい、個人的な感情が入っているかもしれませんが。

ただ、どう見えているんだろうといっても、免許を持っています。きっと私が見る赤ではなく、私が見る緑ではないのかもしれないが、その子なりに判断した色の考え方を持っているんだろうなと思っていますので、私の意見はそれだけです。

麻生委員 この請願は、例えば、県教育委員会に関して言うならば、中学校を卒業してそのまま就職されるお子さん、最近はまだほとんどいらっしゃらないかもしれないけれども、そういったお子さんや、あるいは高校を卒業して就職される高校生。そういったお子さんの進路指導の際に、例えば、職業の中にもそういった色覚検査を要するような、就業規則の中にあるようなものについて、十分学校の中でも、そういった進路指導の先生方は認識をして、早目早目の適切な対応をしてほしいと。あるいは、専門家も協力しますというような趣旨のものだと、こういうふうに捉えておりますので、よろしくお願ひします。

竹内委員長 平岩委員が自分のご体験をおっしゃったんで、実は私の知人も色弱と言われる者がございます。職業は、銀行員を選んでおります。運転免許は何とか、赤と緑は大丈夫ですので取っています。その中で、余り気にしないで、皆さん周囲にも言わないでいる例も色覚異常に関しては結構ございます。

だから、千差万別で、例えば、パイロットを目指したいとかいうときには、それが問題

になったりします。その職業については、色覚異常を知らせないのがいいかどうかという問題等も含めて、非常に微妙です。一概にかわいそうだからという発想ではなく、やはり自分を受け入れて、背が低い人が背が低いを受け入れて、モデルにはならないと同じようなレベルの話というふうに捉えられる強い人格形成もいいと思っています。

それも私の意見です。平岩委員のような意見もあります。非常に微妙なので、個別に対応して運用をよくしていただくということで、この請願自体には大きな問題はないというふうに思います。委員長が最初に意見を述べたらいけません。

尾島委員 私の感想なんですけど、この色覚検査がなくなった、そのことの背景から見たときに、先ほど留意点はあったんですけど、例えば、個別の検査、あるいは検査については、本人はもちろん、保護者の同意、それから必要な備品をそろえたり、何より教職員の知識と。

まさに願意にあるように、そのことが、留意点が全部うたわれていると。やっぱり1番恐れているのは、国や学校における色覚検査の復活ということが、ここに書かれているように、必要性が再確認されている。必要だという世論も高まっているよというようなことが書かれていますから、そういった意味では、この請願の採択に当たって、より慎重に、少し調査研究をする必要があるんじゃないかというふうに考えますので、本来ですと、継続の扱いで調査を続行していただきたいということではありますが、任期満了ですから、審議未了ということで、私はいいんじゃないかというふうに思います。

竹内委員長 ほかにございませんか。

戸高副委員長 済みません、もう1回言いますけど、ここはきちっと相談体制や認識を深めていただくという、そういう趣旨でということでしたので、これは親もわかるんですね。子供さんの絵を見たら、やっぱり描いていた絵が特徴的な色弱であったら、それでわかるんですね。どのぐらいの程度なのかということもですね。

それをきちんと本人に伝えるタイミングというのが微妙で、なかなかこれが言い出せないということもありますので、保護者自身も、その本人が知った場合、職業選択が狭められたということを自覚すること自体がどの時期に言っているのか、それもやっぱり不安を抱えている。自分は経験者というようなことであっても、それがなかなか言えないという状況でありますので、そういうきちっと認識を得る、また学校側ともそういう相談ができる、そういう体制づくりというのは、ある意味必要ではないかなと。

色覚検査自体が全生徒になくなった時点で、そういった教育自体も非常に薄れていっているというようなことを言っている方もいらっしゃいましたので、その意味では、そういう体制はきちっととるべきではないかなと思います。

三浦委員 私の意見は置いといて、継続、審議未了の方と、いやいや、やっぱり採択すべきだというようなご意見がありましたから、いつまでもここで話しても結論は出ませんので、審議未了でそのまま流すかどうかの採決、その後もやっていただければ。

麻生委員 意見だけ。先ほど委員からお話があったように、国がというふうに引がかかるということなんですけど、これは意見書を上げるとかいうことじゃなく、県で周知徹底というふうに認識をしてほしいということのお願いをするわけですから、これは請願として、私はそういう意味で、学校医による健康相談において、児童生徒や保護者の同意を得て、個別に、適切に対応ができる体制を整えるとともに、教職員が色覚異常に関する正確な知識

を持ち、学習指導等において色覚異常についての配慮及び適切な指導がなれるよう周知徹底していただきたいという、この言葉の中で採択をしてほしいなということでもあります。

私はそういう意見です。

竹内委員長 では、審議未了扱いとすることに賛成の方は挙手願います。

小野委員 きょうの議論でも、可とか否とかなかなかできないと思うんですよ。微妙なという言葉が何回も使われるように、ここでね、これを採択したい、あとはお願いしますとは言いきらんのですよ。

なので、もう1回ここで議論したようなことを、次の場で議論して、考えてほしいなというのが……。

三浦委員 私は、もう意見はさりながらと言いましたけど、実際、こういったことで選択される職業の幅は狭まるというのは、厳として、事実としてありますから、決してそれから目をそらすべきじゃないと思います。社会に出たら、やっぱり競争はしっかりあるし、そういうのが厳としてあるんですから、それは厳としてあるということを踏まえた上で、色覚検査についてもしっかり周知徹底を図っていくというのは、その子供たちのためでもあると思います。

私はそういうふうに思いますから、これは採択すべきだと思っていますんで。

私も意見言いました、皆さん意見言いました。あとは……。

竹内委員長 それでは、以上でご質疑、よろしいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

竹内委員長 ではまず、審議未了に賛成の方。

〔賛成者挙手〕

竹内委員長 では、審議未了に反対の方、挙手願います。

〔反対者挙手〕

竹内委員長 両者同数です。それで、委員長裁決となりますが、今の議論を聞いておきますと、何か平行線を、審議未了にしても続くのではないかと。

ちゃんと配慮のことが入っているのに、十分尽くさないということで行くと、どんどん審議未了が続くのではないかと思いますので、私は審議未了の扱いには反対と裁決いたします。

よって、審議未了扱いとしないことに決定いたしました。

次に、本請願について、挙手により採決いたします。

本請願は、採択すべきものと決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

竹内委員長 反対の方は挙手願います。

〔反対者挙手〕

竹内委員長 可否同数であります。よって、委員会条例第14条第1項の規定により、委員長が可否を決します。

委員長は、採択と裁決いたします。

なお、ただいま採択した請願につきましては、執行機関に送付し、その処理の経過と結果の報告を請求いたしたいと思いますが、ご異議はございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

竹内委員長 それでは、そのようにいたします。

ここで、採決を保留しておりました第47号議案地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備について、総務企画委員会からの回答が届きましたので採決いたします。

総務企画委員会からの回答は、「原案のとおり可決すべきもの」であります。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

竹内委員長 ご異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で付託案件の審査を終わります。

次に、付託外案件の審査に入ります。

陳情50慰安婦問題の解決を求める意見書の提出についてが、本委員会に回付されております。

なお、本委員会に回付されました箇所は、慰安婦問題に関する教科書の記述部分についてであります。

執行部は、何かご意見等がありますか。

〔「ありません」と言う者あり〕

竹内委員長 質疑、ご意見はありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

竹内委員長 別にないようですので、これで、陳情については終了します。

次に、執行部より報告をしたい旨の申し出がありましたので、これを許します。

甲斐人権・同和教育課長 大分県人権教育推進計画改訂版について、ご報告いたします。

大分県人権教育推進計画改訂版は別冊でお配りしていますが、説明資料の4ページをごらんください。

前回の委員会で、推進計画改訂版の素案の主な改訂内容について説明しましたが、これについて、1月中旬までパブリックコメントを実施しました。その結果を説明資料4ページでお示ししていますのでごらんください。

コメントは7名の方から(1)、(2)、(3)についてそれぞれご意見をいただきました。

こうしたご意見は、人権教育の充実のための具体的な取り組みに関するものが大半で、抜本的な見直しを求めるご意見はないと判断しました。しかし、「子どもの貧困」と「労働者の権利」については、県民意見を反映し、追加・修正することとしました。

説明資料5ページをごらんください。「子どもの貧困」については、「子どもの人権問題」の中に関係機関・団体との総合的な対応を追加しました。

「労働者の権利」は、「様々な人権問題」で扱います。なお、「労働環境の変化に伴う子どもたちの就労への不安を取り除く取組」については、「子どもの人権問題」の「自己実現を図る進路指導」でも扱うように追加・修正しました。

こうした経緯を経て、教育委員会では、別冊でお示したとおり、大分県人権教育推進計画を改訂いたしました。

大分県人権教育推進計画(改訂版)に関するご報告は以上でございます。

藤本教育人事課長 教育センター大規模改修の状況について、ご報告いたします。

説明資料の6ページをごらんください。

昨年第2回定例会の本委員会において、教育センター機能強化事業の進捗状況について報告いたしました。

教育センターの大規模改修も、いよいよ今月に完成となりますことから、本日報告するものです。

具体的な説明に入る前に、まず、説明資料8ページの施設写真をごらんください。

お手元に別葉でカラー写真の一枚物をお配りしておりますので、そちらの方をごらんください。

上段の2枚の外観で見えますとおり、3階建ての本館と2階建ての別館を配置しています。別館工事は平成26年5月に、本館工事は本年1月に完了したところです。本館側面にある曲線部分は県産材を活用した階段スペースです。

中段の講堂は本館3階に新設し、開放感のある造りとなっています。中研修室等も従来使用していた部屋を整備するなどして、白を基調とした、明るく落ち着いた雰囲気の一部屋に生まれ変わりました。

下段の2枚は、本館と別館をつなぐ渡り廊下部分で、通路であると共にギャラリースペースとして活用できるようになっています。

説明資料6ページにお戻り願います。

1番上の、「大規模改修のこれまでの経緯と今後のスケジュール」でございますが、予定どおりの工程で進んでおり、現在は、隣の自治人材育成センターへの渡り廊下や、駐車場等の外構工事を行っているところです。

3月23日にリニューアル完成式典を予定しております。委員の皆様方におかれましては、年度末のお忙しい中ではありますが、ご臨席のほどよろしくご願ひいたします。

次に、中段の「教職員研修体系の見直し」にありますとおり、「研修見直しのポイント」に沿って、施設の充実と合わせて研修の見直しも行ってきたところです。

次に1番下の「平成27年度教職員研修体系」についてですが、5つの柱を、基本研修、職能研修、課題別研修、特別研修、自主研修とし、計154講座を行ってまいります。

続きまして、7ページをごらんください。

「研修施設の概要」でございますが、「(1)研修室、実験・実習室の充実」の表の1番下にあります「全体計」にありますとおり、延床面積は宿泊棟を解体したため、6,541㎡から5,645㎡へと減少しておりますが、全体の収容人数は、731名から1,080名へと1.5倍となっております。

下段の「(2)施設案内図」をごらんください。

2階、3階の各研修室は、間仕切りが可能となっており、グループ討議やワークショップの実施など、柔軟な活用ができるようになりました。

さらに、いじめ・不登校などにきめ細やかに対応できる教育相談室の充実とともに、より実践的な指導・体験ができるよう総合理科実験室や家庭科研修室の機能強化を行ったところです。

以上が、教育センター大規模改修の状況です。

竹内委員長 ただいま、執行部から説明がありました。ご質疑・ご意見はありませんか。

平岩委員 時間も下がっていますので、簡潔に言います。

人権教育推進計画について、要望ですけれども、今回、素案を示されてからお会いすることがなかったので、ここで言いたいですけれども、高次脳機能障がい等も入れ込んでいただいて、配慮いただいでうれしいなというふうに思いましたが、1点だけ。

中国、それから東南アジア、南米のお子さんたちがたくさん来ていますけど、そういう人たちの進路ガイダンスがとても厳しい状況にあるなというのを感じています。特に高校入試のときが厳しいんです。公益社団法人大分県人権教育研究協議会の方等は支援をしてくださっているんです。高校教育課の方も見えられているんですけど、ぜひ、担当課も一緒になって、そういう子供たちの進路、特に親御さんも言葉がわかりにくいし、何をどうしていいかわからない大分県の高校入試の状況ですので、そういうところはぜひ支援をしていただきたいなというふうに思っています。

それから、教育センターですが、もうプラネタリウムはなくなったと思っていいんですかね。（「はい」と言う者あり）はい、わかりました。いいです。

竹内委員長 ほかにご質疑等ございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

竹内委員長 じゃあ、次の報告をお願いします。

高畑高校教育課長 津久見高等学校海洋科学学校実習船教育の今後の方向性について、ご説明いたします。

説明資料の9ページをごらんください。

まず、「1 現状と課題について」にありますように、海洋科学学校は本県唯一の水産高校であり、ハワイ沖等での遠洋航海実習などの水産教育や地元商店街等と連携したマリーンスクールなど特色ある学校づくりを進めております。水産業や海運業など海洋関連産業の将来を担う人材を育成しております。特に、専攻科は、3級海技士の筆記試験が免除される養成施設として国土交通省から認可され、海洋関連産業に有為な人材を輩出しています。

その下、「課題」としては、大型実習船は3級海技士の養成に欠かせないものでありますが、本県の新大分丸は平成12年に竣工したもので、現在15年目を迎え老朽化が挙げられます。生徒や船員にとって安全な実習を行う上でも新船建造を考える時期にさしかかっておりますが、新船建造にかかる費用は、平成18年に竣工した千葉県の千潮丸を例に取りましても約12億6千万円が必要となります。また、実習船の運航に携わる船員、乗組員の確保も課題となっています。

そして、2に示しておりますが、このような課題を解決し、魅力的な水産教育を引き続き行うために、本県と香川県とで実習船の共同建造・運航に向けた本格的な協議を来年度から開始いたします。

共同運航の相手校となる香川県立多度津高等学校も、海技士養成を目指す専攻科を備えた水産系学科を持ち、新大分丸と同規模の実習船によるハワイ沖遠洋航海実習など、本県同様の教育がなされています。

その下、「3 目指す方向性について」ですが、両県で共通の大型実習船を建造し、両県水産教育の一層の充実を図るとともに、共同運航を通じて両校の生徒・教員等の交流を進めます。このことにより、以下の様なメリットが考えられます。

まず、本県の海洋関連産業の将来を担う有為な人材の育成を図ることができること。

2つ目として、最新の大型実習船により、安全で魅力的な水産実習等を行うことができること。

3つ目として、水産教育に係る長期ビジョンの策定により船員等の計画的な人材確保ができることなどです。

今後は、平成22年度から3県で共同運航を行っている福岡・長崎・山口県の事例も参考にしながら、香川県と詳細を協議していく予定です。

なお、説明資料10ページにあります共同運航に関する新聞記事は、2月10日の教育委員会の内容を伝えたものです。

以上であります。

山口文化課長 埋蔵文化財センターについてご報告いたします。

説明資料の11ページをごらんください。

埋蔵文化財センターは、教育委員会の行政機関で、開発事業等に先立ち、文化財保護法に基づく埋蔵文化財の調査・保存・活用に努めてまいりました。

現在の埋蔵文化財センターは、市内判田地区にありました県工業試験場電子部跡地へ平成9年に移転しまして、主たる施設である管理棟や収蔵庫等は築50年を経過していることから、雨漏りがするなど、通常の維持管理に支障が出ています。

また、埋蔵文化財センターには、中世大友氏の遺跡からの出土品や県下各地から出土した質・量とも膨大な資料が収蔵されています。近年、退職後などに歴史や文化財の勉強を始める県民がふえてきていることから、これまでの調査で出土した埋蔵文化財を広く活用することが大きな課題となっていました。

そうした状況の中で、昨年、これらの課題を解決するために、専門家や教育関係者、一般利用者の方々からなる「埋蔵文化財センターあり方検討会」を立ち上げ、今後のあり方について話し合ってもらいました。

検討会では、現在の埋蔵文化財センターは交通アクセスの不便に加え、施設面や規模において他県の同様の施設に劣り、かつ老朽化が著しいことから、早急な抜本対策として、3つの案が提案されました。

1つ目として現在地での大規模全面改修、2つ目として新たな場所での改築、3つ目として遊休施設等への移転・改修が検討されました。その結果、委員の一致した意見として、遊休施設等への移転・改修案が最も現実性が高いとされ、具体的な案としては、既に廃校が予定されている小学校や県立学校、芸術会館がその候補地として提起されました。

今後、答申も踏まえ、埋蔵文化財センターの今後のあり方について検討を行ってまいります。

竹内委員長 ただいま、執行部から説明がありました。ご質疑・ご意見はありませんか。

三浦委員 埋蔵文化財センターなんですけど、大友氏時代の遺跡を収蔵して、私、済みません、あんまり認識ないもので、たしか大分市のほうで、大友時代のセンターを何か、展示スペースとかやっていたんですかね。

もし、そういうところがあれば、単独でやらないで、そっちのほうと統合するほうがずっと効率がいいと思うし、土地開発公社の理事をやっていたときに、たしか大分市からの事業委託で、大友屋敷跡地の買い取りをやっていたから、もしかしたら、向こうでもまた何か事業を考えているんじゃないかなと思うんですけど、その辺、認識されています

か。

山口文化課長 大分市でも現在、今後の大友氏館跡の整備計画を立てておりますが、現在まだ計画案を策定中で、具体的なものはまだでき上がっておりません。

三浦委員 大分市と一緒にやって効率よくやろうとかいうような知恵はないんですかね、皆さん。どう思います。私、単純に思うんですけど、ほかないんですよ。多分、大変になってくるとは思いますけど、そういうような知恵は全くないのか。

山口文化課長 埋蔵文化財センターでは、大友氏の遺跡だけではなく、県下全体の遺跡に関する資料を収集しております。もちろん、大友氏の資料等については大分市と重なった部分がありますが、そういう部分については、資料の展示等はお互い資料を広く交換し合うなり、県民に広く共有してもらおうようお願いするつもりはございます。

三浦委員 まあ、相変わらずお役所仕事、縦割り、県と市、全く連携していない。本当に一県民からすれば腹立たしい取り組みですね。それだけ言っておきます。

竹内委員長 ほかにいいですか。

野中教育長 今回、埋蔵文化財センターのあり方を考えたときに、埋蔵文化財センターの中の大友関係の資料に非常にすぐれたものがあるということがあります。一方で、大分市も元町のところ、大々的に今調査をして、大友氏に関する資料を相当集めているということがあります。

私のほうも今回、移転するか検討するに当たって、大友氏については、当然大分市とも調整をすべきだなという考えは持っております。進めていく中で、大分市と協議もしたいというふうに考えています。

三浦委員 ありがとうございます。ぜひ検討してもらいたいんですけど、せっかくだから聞きます。この検討会の中で、県と市、連携してやったほうがいいんじゃないのという意見は出なかったんですか。

野中教育長 出ていなかったというふうに私は理解しています。

三浦委員 もう能なしだな。いいです。

大分市の方がいますので、私はいなくなりますけれども、引き続きよろしく申し上げます。

竹内委員長 ちょっと今につけ加えさせていただくと、実は市民から、県立美術館についても、大分市の美術館があるのにまた新たに巨額を使う。それよりは大分市につけ加えて県立美術館があって、上野の森が美術の森になるというほうが名案だったんじゃないかというのは多々聞いています。

でも、私どもも議員になったときに、いきなり議会の開かれないうところであの決定を見ましたので、それは受ける。後から審議する内容ではないんですが、同じ市民の不満がないように、やはり大友館との連携というのは非常に大事になると思います。また、別の埋蔵文化財も、そういうことになれば別のところと合同して文化財を保管していくということも考えられると思いますので、早急にこれを決めるということには、私も疑義がござい

ます。

以上です。

これは諸般の報告ですので、決定でしょうか。この3つのうちの3をやっていくというのは。

三浦委員 済みません、意見としてなんですが、もちろん諸般の報告に付記をするというのはあれなんですが、私もこれで最後ですので、できればそのことについて報告書で触れただけであれば、大変心強く思うんですが、どうでしょうか。

竹内委員長 それは委員会で決定するんですか。

三浦委員 はい。

竹内委員長 皆様いかがでしょうか。

三浦委員 しっかりご検討いただきたい。県と市で連携を強化していただきたい。

麻生委員 もう1回出てきない。

竹内委員長 もう1回頑張りましょう。

三浦委員 いや、いいです。

小野委員 報告はまともに受けましょう。

戸高副委員長 1点、済みません。

三浦委員 さっきの……。

竹内委員長 今のことをちょっと。報告をまともにそのままでいいですというご意見と、何か付記してほしいというご意見。

三浦委員 私は、付記してもらえればと思います。

尾島委員 意見として。宇佐でもね、やっぱり出土品がすごくて、以前つくったセンター——センターというか、それは間に合わなくて、給食センターの跡地に持っていったんです。それでも整理ができなくて、随分たまっています。

だから、1度、もし、三浦委員はもうおやめになりますけど、皆さんで1度、その現状を見て、そういった現場の状況をつぶさに把握した上で、いろいろまた続けよう。

竹内委員長 そういう尾島委員とか、三浦委員の案を少し報告に……。

尾島委員 案というよりも、見ていただければ、すごい状況やと思いますので。

竹内委員長 そういうのをもうちょっと報告に付記することに、特にいいでしょうか。

麻生委員 今、そういう話が出ましたけど、例えば、市町村のほうから明確にそういった要請というのがあるのかどうか。

あるいは市町村議会でそういった議決があるのかどうか、そこだけ伺います。

野中教育長 市町村の議会からとか、市町村からの要請で埋蔵文化財センターを何とかしてほしいという具体的な声はいただけていません。

麻生委員 むしろ、市町村が本来担うべき部分も、県として問題認識を持って、現状として何とかせにゃならんということで投げかけをしたと、協議を始めましたというような報告だという受けとめ方でいいんでしょうかね。

野中教育長 これまで国の公共事業、県の事業、道路、そういったものの中で、埋蔵文化財の調査をして、その資料というのは本当に膨大なものがあります。縄文時代から古墳時代、弥生、そして戦国時代、中世、江戸時代のところまで。それについての今の埋蔵文化財での保存の状況は、極めて貧困な状況にあります。雨漏りも激しいと。どうしてもこれ、このままではいけない。かなり緊急性の高い問題であるということで議論をお願いしました。

その中で、委員の中で議論をして、そこで建てかえるか、あるいは別のところに行くか、あるいは既存施設を活用するか、こういうのがあるなど。そういう中で、利便性だとか、

それからお金の面だとか考えて、芸館はどうかなというのが1つとして出てきています。これを受けて、議会で答弁いたしましたとおり、これから教育委員会でどういうやり方をしていくかを検討していきたいと思っています。

麻生委員 ということ、要は問題認識をしっかりと持っていらっしやって、市町村とも今後協議しながらやっていくということを報告いただいたという受けとめ方でいいわけですね。

野中教育長 はい。

麻生委員 ありがとうございます。

竹内委員長 しっかりやっていただけるそうですので、三浦委員、もう付記しなくてよろしいですか。

三浦委員 はい。議会のほうでしっかりご議論いただけたと思いますので。

竹内委員長 じゃ、意見の一致を見たと思います。

ほかにご意見。

小野委員 さっきも警察のときにしたんですけれども、この二、三日、教職員に対する脅迫文書が届いていると。警察としてもそれなりに今対応、対策というのを考えているようですが、教育委員会のほうも、恐らく文科省のほうからも、既に全国の問題になっていますから、指導文書等が来ているんじゃないかと思ひまして、それをまた地教委に流すという、そういう段階にあるんじゃないかと思ひますけど、心配になるのが、この脅迫状騒動が、これまでのオレオレ詐欺と同じようなものなのか、何か背景なるものがあるのか、そういう分析というのを教育委員会でなさっているかどうか。また、これからなさろうとするかどうか。具体的な対策、そこらあたりまでお聞きしたいんですけど。

野中教育長 きのう明らかになって、全国的な問題だということで、急遽、大分県でもどういう状況なのか、来ていないかなど調査をして把握をした段階です。

どんな背景があって、どんな組織が、どういう考えのもとでこういった事件を起こしたのかと。今捜査等も踏まえなければならぬかなと。それも明らかになる過程の中で、教育委員会としての対応も考えていきたいというふうに思ひます。

小野委員 もう既に、数字はちょっと忘れたけど、全国でも2千人という、大分県内でも七十何人か、九十何人か、具体的に人数が出ているんですね。ですから、調査をした上でゆっくりというわけにはいかん、緊急性があると思ひますので。

竹内委員長 緊急に対応を考えていただきますようお願いいたします。

佐野教育改革・企画課長 今の件ですけれども、現状は、国のほうから通知が来ていて、その通知の中で、こういった状況がありますので、注意喚起をお願いいたしますということですよ。

その通知文書をうちのほうから市町村教育委員会のほうに流して、注意喚起をお願いいたしますという、そういった通知を流したといった状況であります。

基本的には、小中学校の話は市町村教育委員会が当然権限を持っていますので、その中でやっていくというふうに思ひます。

竹内委員長 ほかにいいですか。

平岩委員 1点だけ。ごめんなさい。

藤本課長にお聞きしますけど、特別支援学校の定数の配置が、これまで重度を重複とカ

ウントしていた学級数の定数の配置から少し変更があつて、来年春の、4月からのそれぞれの支援学校の教員の配置に随分減少が見られるんじゃないかという話を聞きまして、とても心配している状況を現場の人たちにも聞くんですよ。

極端に言えば、1人の先生が2つの車椅子を同時に押さなきゃいけないような状況になるんじゃないかという不安を訴えられるので、そこらあたりの背景と方向性について教えてください。

藤本教育人事課長 特別支援学校の教員の定数につきましても、標準法に基づいて算定しております。学級数を基本に、基礎定数、定位というのを算出して、あと障がいの区分とか、学校の規模とか、重度、重複者の数、そういったものを踏まえて教員定員の算出という形でやっております。

来年度の定員については、今、まさに算定の途中段階でございまして、標準法に基づいた算定という形でしたときには、学級数の減というところも当然出てまいりますし、その辺も踏まえての定数ということで、最終的に決定をするような形になります。

その辺で、当然、減になるところも増になるところもありますので、その中でどういう教育にしていくかというのは、組織的な対応という面も含めて、重複が出ないようにということで考えてまいりたいと思います。

平岩委員 後で具体的に聞きます。

竹内委員長 いいですか。ほかにないですか。

〔「なし」と言う者あり〕

竹内委員長 ほかにないようですので、ここで一言私からお礼を申し上げます。

〔委員長挨拶〕

〔野中教育長挨拶〕

竹内委員長 ありがとうございます。

これをもちまして、教育委員会関係の審査を終わります。

執行部はお疲れさまでした。

〔教育委員会退室〕

竹内委員長 次に、閉会中の所管事務調査の件について、お諮りいたします。

今期定例会は、今月17日をもって閉会となりますが、現委員は議員の任期である4月29日まで委員として在任することになります。

したがいまして、お手元に配付のとおり、各事件について、閉会中、継続調査としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

竹内委員長 ご異議がないので、所定の手続をとることにいたします。

この際、何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

竹内委員長 別にないようですので、最後に私からお礼を申し上げます。

〔委員長挨拶〕

竹内委員長 これをもちまして、委員会を終わります。

1年間、ご苦労さまでした。